

令和元年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年9月11日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	令和元年9月11日（水） 午前 9時01分
閉 会 日 時	令和元年9月11日（水） 午後 3時30分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委員	なし
委員外議員	諏訪三津枝、竹田悦子
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 0 号	鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 1 号	鴻巣市市民活動センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 2 号	鴻巣市消防団条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 4 号	鴻巣市笠原稲穂センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 5 号	鴻巣市川里農業研修センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 6 号	鴻巣市森林環境整備基金条例	原案可決
第 8 7 号	鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 8 号	鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 9 号	鴻巣市産業観光館条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 0 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 1 号	令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 9 4 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 5 号	平成 3 0 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 1 0 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定
議請第 2 号	グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願	不採択

委員会執行部出席者

(市民生活部)

市民生活部長 中島 章男
自治振興課長 沼上 勝
市民生活部副部長
兼危機管理課長 関口 泰清
市民生活部参事
兼市民課長 松本笑美子
市民課副参事 加藤 勝美
市民生活部副部長
兼国保年金課長 関根 則男

(環境経済部)

環境経済部長 飯塚 孝夫
環境経済部副部長 平井 敏一
環境課長 小林 弘樹
環境課副参事 大島 和之
農政課長 佐々木 清
農政課副参事 山崎 淳一
環境経済部参事
兼商工観光課長 小川 哲夫
環境経済部副部長兼道の駅整備
プロジェクト課長 高坂 清
環境経済部参事兼
農業委員会事務局長 堀越 延年

吹上支所地域兼市民グループリーダー

吉田 勝彦
川里支所副支所長 神田 英昭
(教育部)
教育部副部長
兼教育総務課長 岡田 和弘
生涯学習課長 伊藤 和代
スポーツ課長 竹井 豊

(都市建設部)

都市建設部副部長 三村 正
都市建設部参事
兼道路課長 中根 治人
市街地整備課北新宿第二土地区画
整理事務所長 中越 好康

書記

森田 慎三
岡崎 夏子

(開議 午前9時01分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議請第2号 グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

(菅野) では最初に、請願文を読み上げさせていただきます。

議請第2号 グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願書。令和元年8月28日、鴻巣市議会議長、金子雄一様。請願者、鴻巣市市民グループ鴻巣環境フォーラム代表、藤井雄吾。請願賛同者274名、別紙名簿のとおり。紹介議員、筆頭議員、諏訪三津枝、菅野博子、竹田悦子。

1、件名、グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願。

2、要旨、グリホサートを成分とする除草剤の鴻巣市及びその委託業者による以下のような場所、使用方法での使用を制限し、とりわけ児童が薬剤にさわったり、薬液を吸引しないよう、十分な措置を講じ、また一般店舗での販売を制限し、市民に広く注意を喚起してください。制限していただきたい使用場所、公園、歩道など道路、学校ほか教育施設、市役所、公民館など公共施設及びその駐車場など公共スペース全般。制限していただきたい使用方法、農地などの空中散布による使用、下水、戸外、水路などへの廃棄、児童による扱いなど、特に健康被害の予測できる使用。

3、裏面ですけれども、理由として、1、グリホサートは基本的に全ての植物を枯らす非選択的除草剤で、現在世界で最も多く使用されている除草剤です。ラウンドアップの商品名で販売されていますが、ジェネリック製品としても日本のホームセンターやドラッグストアなどでグリホサートを主成分とする除草剤は広く販売されています。非常に強い薬剤ですが、簡単に手に入り、危険性について消費者に十分な注意の喚起がなされていないことは問題です。

2、2015年に世界保健機関、WHOの外部組織である国際がん研究機関、IARCはラウンドアップの主成分であるグリホサートを恐らく発がん

性がある可能性がある物質と指定しました。また、昨年来アメリカではこの除草剤を使用して発がんしたことで開発者であるモンサント社、親会社はバイエル社に対する賠償命令が既に3件となりました。ラウンドアップをめぐる米国での訴訟件数は、ことし7月で1万8,400件に上がっているとのこと。モンサント社がこの危険性に対して十分に注意を喚起しなかったことが問題になっています。また、多くの行政による評価が現実世界におけるこの薬剤の人体への暴露の程度を低く見積もり過ぎているのではないかという批判もあります。

3、遺伝子操作を加えてグリホサートに耐性を持った大豆やトウモロコシなどには多量の除草剤が使われます。日本で販売されているアメリカやカナダからの輸入小麦を原料とした食パンにもグリホサートの残留分が多く見られます。そのグリホサートが意識されずに日常的に食品から摂取されているのが現状です。グリホサートによる潜在的な健康リスクは多岐にわたります。妊婦では、母胎から胎盤を通して胎児に移行するという研究もあります。ホルモン系の影響、男性ホルモン、女性ホルモンの調節への影響も指摘されています。国際産婦人科連合、F I G Oもことし7月、予防原則に基づき、グリホサートの使用を全世界的にやめるべきであると勧告する声明を発表しています。

4、グリホサートの昆虫類や両生類、土壌細菌、植物連鎖による生態系全体としての自然環境への影響についても危惧されています。世界の多くの国でグリホサート除草剤の使用禁止、販売禁止、個人への販売制限などの規制が進められているのが現状です。鴻巣市では、コウノトリを自然と共存する持続可能な地域づくりのシンボルとしています。コウノトリの里づくりには、自然環境への負荷が少ない環境に優しい農業の推進がとても重要です。全ての植物を枯らすグリホサートの使用は、配水や地下水にも影響が及んでいる可能性があります。

最後に、現在グリホサートだけでなく、ネオニコチノイド系の殺虫剤、その他多種多様な食品添加物、放射性物質による低濃度被曝の長期的な健康への影響など、身体がさまざまな環境因子に不法的にさらされている時代になっています。次の世代に長期的にどのような影響を及ぼすこ

とになるのか不確実な中、子どもの将来への影響をできるだけ減らす努力をすることは未来に対する我々の責務です。

以上により、グリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を強く要望いたします。

以下、読み上げましたが、請願の趣旨です。大変詳しく書かれておりますが、ぜひ採択いただけますようお願いをいたします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 件名のグリホサートを成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願ということで、要旨の中にある鴻巣市及びその委託業者による以下のような場所、使用方法での使用を制限しというふうになっていて、その中でまた一般店舗での販売を制限し、市民に広く注意を喚起するというような内容になっています。それ制限していただきたい使用場所、そして制限していただきたい使用方法が出ているのですが、ちょっとわからないというか、教えてもらいたいのですけれども、この制限という言葉、どれほどの程度のことを言っているのか、どのように販売を制限しようとしているのか。あとどのように制限した使用場所をしようとしているのか、また使用方法をしようとしているのか。その辺の具体的なものがよく見えていないので、それちょっと教えてもらいたいなど。紹介者から教えていただきたいと思います。

(具体的にと言われると………ということですから、いいですか。休憩とってちょっと打ち合わせ………の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 0 分)



(開議 午前 9 時 1 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 販売の際にはよく説明をすることとか、それから誰に売ったのかというのを記帳するという方法もあるということですがけれども、よく

わかるように説明して、行政のほうからもうこういうことですよということを市民に広報などでも知らせてもらえればという意味にもつながるのかなというふうに思います。具体的に絶対これだということではないです。広く知らせるといふようになります。

（永沼）使用の制限について、ちょっと答弁が漏れていますけれども。

（菅野）使用の制限もあるのなら、こういうことというふうに、でも大体全部決まっているわけではないということです、今。使わないほうがいいということですが、行政のほうで決めて教えてほしいということなのです。売るほうの制限とか、そのほうはないのです、今は。ですから、行政のほうに毒性があるので、こういうことですよという使用の制限も、なるべく子どもの行かないところとか行くところはしないとか定めて市民の皆さんにお知らせしてほしいという意味だそうです、制限というのは。

（永沼）一般店舗での販売を市のほうで制限するということができるのか、それをちょっと教えてください。

（菅野）店舗での販売は、どう考えても常識でできないでしょうけれども、ただ要するに他の国でも、ここに資料があるのでありますが、ラウンドアップでアメリカのサンフランシスコではアメリカ農薬大手、アメリカでは……

（菅野さん、いいです、そこはの声あり）

（菅野）賠償して、会社に88億円賠償しろと、そこまでアメリカではなっているのです、裁判で。

（裏に書いてあります。そこはいいですの声あり）

（菅野）書いてある。写真つきで……

（永沼）紹介議員の菅野委員から今ご答弁ありましたけれども、市のほうから販売を制限できないというふうにおっしゃいましたよね。できないことを請願で書くのはいかなものかと逆に思ってしまうのです。市民に広く注意喚起するぐらいはできるかもしれないのですが、販売を制限するなんていうのを、まだこれ販売してはいけないよと国でも

認めていないのに、市が独自でやってしまったら逆に営業妨害で訴えられる可能性も十分ありますし、その辺がやっぱり僕気になってしまったのです、この制限しというところが。

(ちょっといいですか、今のにの声あり)

(委員長) ちょっと待って。質問はよろしいのですか、それで。

(永沼) はい。

(菅野) ちょっとかみ合わない部分があって、私が言ったのは要するにお店が、彼から聞いたのは販売するときによく説明をしてくださいということだったのです。市はどうするかというか、市はせめて公共の場は使わないとか、そういうことです、市がやるのは。ただ、こういうリスクの部分がありますよというのを知らせるとするのは市としてできるかできないか、それはその程度によると思います。適正な範囲で使っているのかとか濃度がちゃんとしているのか、そういうのも私ども考えてあると思うのですけれども。ですから、販売の際に、彼が言ったのは説明や記帳することによって責任をちゃんと得るといふ、業者のほうで、そういう意味であると思います。

(永沼) 制限していただきたい使用場所というのがあるわけですがけれども、公園、歩道、道路、学校、教育施設、市役所等々書いてあります。こういった場所について、市が除草剤の利用方法をどのようにしているのか。除草剤を使っているのかどうかというのは、そのところはちょっと調べられたのですか、どんな状況なのかというのを。

(菅野) 除草剤までは調べていません……調べているということですので、それを請願者は知っていますか、どの程度だということ。

(はいの声あり)

(菅野) では、請願者に聞いて……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 17 分)

(開議 午前 9 時 20 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 情報公開でとった資料があるので、言います。都市建設部市街地整備課が北新宿区画整理で草枯らし、これはグリホサート成分があるもの、三井化学のものでさうですけれども、2,200円の2本、これは買ったという記録があるのみで使ったかどうかわかりません。それから、都市建設部道路課で補修担当が購入記録にラウンドアップ5リットルを1本、9,600円で平成30年4月9日に買っている。そして、2つ目はサンフーロン、これもラウンドアップのようなものらしいのですけれども、5リットル8本、大成農材、グリホサート成分を使用記録から過去に購入しているというのです。それから、使用記録から過去に購入して使用したとわかるものはプリグロックスL、ジクワット、パラコート液剤、シマジン粒剤、非グリホサートだが毒性が強い、毒物指定されているもの。シマジン粒剤、非グリホサート、これは水質汚濁はないと、薬害ないと。これが道路課で使われているという情報公開で出ているということです。

それから、グリホサート系は使用記録は不明ですが、北新宿区画整理の草枯らしに1リットルが2本。それから、道路課のラウンドアップ5リットル掛ける1、サンフーロン5リットル掛ける8はこの下の1、2です。1は、道路課からの使用記録で要望書、地図、写真つきで1つは自治会から要望がされて3件。記録、明確なものは記入がない。あとは個人から要望されて1件。これは、提供したものはラウンドアップまたはサンフーロンを渡しているということです。それから、市の資材置き場での使用が1、道路課の管理する区分での使用が13、これは市の職員が直接使用したと。プリグロックスかシマジンを使用。委託業者で使用しては、草刈りしているので、ないと。記録はやや曖昧だけれどもということです。要望が多いので、要望がある前に補修担当が使用しているとのこと。交差点脇で見通しが悪くなるなどの場所もあり、要望の記録はこの件については曖昧だということです。

きょう原課も来ていただいていますので、もしさらにわからない部分があれば答えていただけるとのことですので……

(そうなんですかの声あり)

(菅野) うん、そうなのです。そのために原課の方も来ていただいているのです。

(委員長) 最初に出席しますと言ってありますので。

(菅野) そのために来ていただいているということです。道路課とか今回ここで言いましたけれども、市街地整備課とか。

(永沼) 全部私聞いていないのですけれども、公園では除草の際には使っていない、教育施設も使っていないというようなことは聞いております。使っていないところを制限していただきたい場所に書いているというのも余りよろしくないなというふうに思います。

ほか市役所、公民館はどうなのですか、担当部署。

(生涯学習課長) 公民館についてですが、除草剤は使用しておりません。以上でございます。

(永沼) ちょっと聞いているのですけれども、歩道や道路についてはいかがですか。いろいろと購入したりしているのですけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路課です。

使用している場所が原則草刈り機を使用して除草しているのですけれども、草刈り機等が肩かけ式のやつです。それが振れないような狭い場所ですとか、それとか除草自体が危険な場所、例えば鉄道との境ですとか線路脇のところ、それですとか車しか通らない場所ですとか、例えば歩道がない、車道がばっと走っていてガードレールがあって、そのガードレールの向こう側の路肩だとか、そこも草刈り機が振れない場所であったりするものですから、そういうところで使用しております。

あと先ほど出た資材置き場というのは、二貫野のほうにある資材置き場だと思うのですけれども、そこには資材だとか置いて、雨ざらしというか、屋根のないところへ側溝のふただとか、あと馬だとか、そういったものが置いてあったりする場所なのですけれども、そこ雨ざらしなものですから、当然草が生えてしまうので、人も誰もいないところなのですけれども、草刈り機が狭いところ入れない、そういった場所で使用させていただいております。

以上です。

(永沼) 使い方、あと使っていないところという形で、市のほうでもいわゆる今回の請願でいう制限をした使い方をしているなど僕は思うのですが、あと制限していただきたい使用方法については、実はいろんな除草剤あるのですけれども、購入した除草剤、私買ったことないので、ちょっと店行ってどんなものかなと見に行ったら、しっかりラベルついていて、効果だとか、あと注意とかすごく細かいのですけれども、書いてあるのです。だから、そういった意味ではそれをしっかり利用者が読んで、そして使用するということを行っていけば、グリホサートによる被害少しでも減らすことができるかなという思いはありますが、このラベルについてご存じですか、紹介議員。

(菅野) ラベルかどうか知りませんが、使っている方に聞いたのです。稲作で使っているよという方に、この請願に出ている安全性に関してどうですかと、ラベル以前の問題ですけれども、その方が言うにはちゃんとその規定を守ってどれぐらい使いなさいという、長く稲作をしているわけですから、使っているのだよと。規定を、だからよく読んで、ラベルというよりその仕様書をよく読んで規定に従って自分は使っているということなのです。

ただ、私何か稲作で大丈夫なものが出たというのを、この間朝日新聞に載っていたのです。トリケトン系と呼ばれる除草剤は、雑草を枯らす一方、コシヒカリなど主要な食用の稲を枯らさないことから、今国内の稲作で広く用いられているというのです。田植えをしたばかりの水田にまくことで米の収穫や品質を高められる。しかし、これが家畜飼料の稲の一部はこの除草剤で苗が枯れてしまうものもあるということで、除草剤で枯れる稲ではH I S 1という遺伝子が欠けていることを発見したということで、この遺伝子を働かせることで除草剤で枯れなくなると。これ埼玉大学の戸澤譲教授、分子生物学が新しい品種をつくる時除草剤で枯れない稲を計画的につくると、今こういうふうに朝日新聞の8月28日の木曜日のあれに載っていたのです。

だから、いろいろなのが今、こればかりではなくて、値段が安いかどうか、あそこ行くとこれがいっぱいがっつと売ると言っていました。安けれ

ば安いほうに行くのもありますけれども、こういうのも埼玉で遺伝子発見されているという記事もありますので、いろんな方法があるのではないかなというふうに思いました。

(永沼) 表のほうの概略は、とりあえずお聞きしたいことは聞いたので、裏のほうの理由のほうなのですけれども、2番にあるラウンドアップの主成分であるグリホサートを恐らく発がん性のある可能性があるというふうな物質として示したと書いてあるのですけれども、この恐らく発がん性がある可能性というのはどういう意味なのか、紹介議員知っていたら教えてください。

(菅野) 先ほど言いましたけれども、これアメリカですけれども、アメリカの除草剤で悪性リンパ腫に、モンサント社に88億円支払い命令、アメリカのAFP通信社、2019年3月28日、AFP通信でサンフランシスコ発信で、サンフランシスコでアメリカ農薬大手モンサント社の除草剤、ラウンドアップのせいでがんを発症したと訴えていたご夫婦の方、2019年3月撮影のこれ写真載っていますけれども、方がこの除草剤、ラウンドアップを長年利用してきたせいで喉に悪性リンパ腫にかかったとしてカリフォルニア州の男性が訴えた裁判でサンフランシスコの連邦地裁の陪審員は27日、モンサント社に総額約8,000万ドル、88億円を支払うよう命じる判決を下したというのです。

それから、同じようにサンフランシスコで、これは2019年3月20日です。同じようにラウンドアップで長年使用して喉に悪性リンパ腫を患った男性ががんを発生させた事実上の要因だったと、アメリカのカリフォルニアの連邦地裁の陪審員が3月19日に裁判の評決を下したのです。エドウィン・ハードマンさん、70歳は1980年から2012年まで32年間カリフォルニアの自宅でラウンドアップを使用して、がんの一種である非ホジキンリンパ腫と判断されたということです。彼は、モンサント社側に2億8,900万ドル、320億円の賠償命令が出された。しかし、賠償額は後に7,800万ドル、約87億円に減額されたということです。

それから、オタマジャクシの捕食者に有害化という研究もフランスのパリではされているということです。これ四肢が生えた、4つの足が生え

たオタマジヤクシがコロンビア、カリにある動物園で2015年4月21日に撮影されたと。蜂の個体数減少との関連が指摘される。また、がんの原因とも疑われている除草剤がオタマジヤクシにとっては捕食者への有害性を高めているとする研究論文が5日発表されたと。イギリスの学術専門誌、英国王立協会紀要に発表された論文だそうです。

ラウンドアップの商品名で知られる除草剤に含まれるグリホサートにさらされたヒキガエルのオタマジヤクシは、動植物の一部に存在するブファジエノライドの含有量が高まっていることがわかったと。ブファジエノライドの味は悪く、そのためヒキガエルの捕食者を遠ざけることにつながる。しかも、摂取量が多い場合では捕食者は命を落とすということで、除草剤による環境汚染がカエルの体内でブファジエノライドの生成に変化をもたらしてヒキガエルだけではなく、それを食べた人にも影響を与えるということが指摘されて、一部の農薬でヒキガエルより毒性を強めるのであれば、捕食と被食の関係、さらに淡水生息地における生物相を変えることにもなりかねないとこの取材に応じたというのです。グリホサートは、農薬としては広く使用されているけれども、畑などから流出した薬品が淡水を汚染する。がんと因果関係がささやかれる中、欧州連合、EUは近年グリホサートをめぐる使用期間の延長制限、ことし12月に使用許可の方針について決定を下す予定となっているということなのです、外国では。

ドイツでは、ドイツのフランクフルトが蜂について出ています。あとメキシコのオオカバマダラ、チョウです。チョウについても同じように報告書が出ています。ちょっと時間が長くなるので、割愛しますけれども。以上です。

（永沼）恐らく発がん性がある可能性があるということで、国際がん研究機関からそういう物質ということで指定されたということなのですが、これに対していろいろな機関から声明が出ていて、合同残留農薬専門家会議での声明では、予想される接触による暴露量で遺伝毒性を示す可能性は低い。食事を介した暴露によるヒト発がんリスクの可能性は低いというような結論づけられていたりとか、アメリカ連邦政府の最新の

見解では、連邦政府当局からグリホサートは人に対して発がん性があるとは考えにくいとかいろいろとあるのです。それで、そういった中で発がん性とか遺伝毒性の可能性は低いと言っているグループがほかに結構あって、日本もそういった研究結果で発がん性は低いということでの結果が出ております。そういう中で今のこの請願の意味するといつか、請願したいことは国のほうでまだそれ使ってはいけないよとか、そういった指定も出ていないのに、制限するといつかが本当にできるのかどうか、その辺をちょっと紹介者にお聞きしたいなと思います。

(菅野) では、ちょっと休憩もらって……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 8 分)



(開議 午前 9 時 4 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) この裏の請願の 3 の理由の 2 グループ目の下に載っていますけれども、多くの行政による評価が、今いろいろ言いましたけれども、五、六種類のうちの 3 種類ぐらい言いましたけれども、現実世界における、ここの文章にもあるように人体への暴露の程度を広く見積もり過ぎているのではないかという危険があるということなのです。

それから、起こってからでは遅いわけですから、予防原則の観点からグリホサートの使用を全世界で段階的に廃止すべきだということを日本でも、これは 8 月 24 日の朝日新聞ですけれども、国際産婦人科連合、F I G O は 7 月 31 日に化学物質が胎盤を通過して胎児に蓄積し、長期的な後遺症を引き起こす可能性があるということ、予防原則の観点からグリホサートの使用を全世界で段階的に廃止すべきだという声明も人の健康被害、相次ぐ研究結果ということ、記事載せられていますけれども、発表されておりますので、この 3 のところの下にも書いてありますけれども、そういう立場で、現にアメリカでは裁判で補償までしているわけですから。それと日本では例えば今の技術でこれではなくてもだんだん技術が改良されているわけですね、稲は枯れない。除草剤で枯れない稲

の遺伝子を発見して新しいトリケトン系の除草剤が出ているとかとなっているわけですから、少しずつでもよくするよという今回の請願でするので、ご理解願いたいと思います。

(永沼) 今ちょこっと裁判で結果、補償されているという言い方したのですけれども、補償されている。

(菅野) 補償ではない。裁判で補償するぐらいちゃんと健康被害があるということ認めているということですから、補償されていると……

(永沼) 要するに判決されたということ……

(菅野) そうそう。判決……

(永沼) 補償は、まだされていないですよ。

(菅野) うん。

(永沼) 執行部にお聞きしたいのですけれども、例えばこの請願が認められた場合、市として一般店舗での販売を制限するとかいうことが、民間で売られているものに対してそういうことできるのかどうか、ちょっとそれお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

(環境経済部長) 政府が出している、政府というか、国が出している基準の中の、その辺の被害というのが残留だとかというのもそこまで認められていないわけです。現実にそういった状況で店で販売しているわけです。永沼委員も言われたようにその使用上の注意であるとか、そういったものをしっかりと表示しているということがあると、販売の制限というのはできないでしょう。できないと考えております。

(野本) 今大部分永沼委員のほうから質問がありましたので、私のほうからはこの請願賛同者274名というのは紹介者の手元にあるのでしょうか。

(菅野) 本人が持っていますので、それを出す必要がありますか、ここに。

(野本) ここに書いてあるので、それをちゃんと把握されているのかという質問をしたのです。

(菅野) それは見ました。何枚も、この裏が請願になっていて書いてあるの見ました。それは、出す必要があるのならあれですけれども、請願

者のもとにあるのです。

(野本) あるという事実を確認したかったということですので。

(菅野) この裏が請願書になっているのです、これは違うけれども。

(野本) この除草剤を市が制限することは難しいという今状況だと思いますけれども、もし制限できた場合はどうなると予想されますか。

(菅野) 日本の技術をもって私はよりよいものができると思うのです。現に埼玉大学の研究チームが稲に関して遺伝子を働かせることによって除草剤に強い稲をつくって、トリケトン系の雑草を枯らす。コシヒカリなど主要な食物の稲を枯らさないで、今国内で広く用いられているわけですから、技術は絶対あると思うのです。アメリカにあって日本にない技術なんてないと思うのです。だから、ちゃんとこういう被害があつて、こういう安全な農薬もあるといえ、このラウンドアップ社も考えると思うのです。そうすれば、全部手でとるわけにいかない。何らかの除草剤が必要なら、より安全なものが私は発明されていくと思います、国民の世論で。そう思います。

(野本) 当然この除草剤もそういう手順を経てつくられてきたものだというふうに思います。さらに、今研究されているものが、ではいつごろ世に出てくるかということを見ると、さまざまな検証実験がされて何年もかかって出てくるということになるかと思いますが、そういう点についてはどうお考えになるでしょうか。

(菅野) 何年かからなければ出てこないかというの、ちょっとそれは私にはわかりません。でも、稲に使っていると、常時使っている身近な人に聞いたら、要するに規定をちゃんと守っているかとか守らないで量、濃縮度なんかも含めて、そういう面もあると思うので、使い方についてもより安全に使えるように。それから、作物によって今いろんな方法があるではないですか。消毒するばかりではなくていろんな方法があると思うのです、日本の技術をもって、稲だけではないわけですから、まして人体に影響がある食べ物にかかわることですから、こういう事態がはっきりわかれば、技術は進んで何らかのものが次々開発されると思います。売れば、お金になればメーカー側はつくるわけですから、

一番は稲ですよ、日本の主食ですから。稲がもう既に発明されていると、埼大でそういう成果が出ているわけですから、ほかでも出るのではないかなと思います、成果が。

(野本) 先ほど市のほう、執行部のほうから基本的には草刈り機で刈るのだけれども、どうしてもそれが使えないところはこの除草剤を使うというところがありました。だから、今現状それを制限するということがこれ以上努力はしているのかなというふうに思うわけです。ここに、要旨に書いてある部分を見ますと、先ほど永沼委員からもありましたけれども、この部分はクリアできているのではないだろうか。その下に制限していただきたい使用方法で農地などの空中散布による使用というふうに書いてありますが、農地、これは市がやっていることではないですよ、農地空中散布というのは。ですから、その辺も請願の組み立てとして若干我々がこれを採択しようというところに無理があるようには私感じるのですけれども、請願者は、そこはどういうふうに思いますか。

(菅野) 例えば一般店舗での販売を制限しとありますけれども、スーパーで見た関係では特別大量に使った場合はどうですか、そういう部分ないです、それ仕様には書いてあるだろうけれども。ですから、例えば制限の中に売るなというのではないです。よく説明書きを読んで濃度などをしっかりマニュアルどおりにしてお使いくださいと一言書くだけでも違うと思うのです、請願者が言っているようにそういう面から言うと。それと稲に関してなら他にあるものがもう販売されているというのなら、そういうものも仕入れて、ラウンドアップだけではなくてこういうトリケトン系のそういうものもありますよと選べるようにしてもらえとか、そういう方法などもあるのではないかなと思うのです。もう一個何だっけ。

(いや、それでいいですの声あり)

(菅野) 今これしか出ていないみたいですよ。ラウンドアップがもう大きくあんと出ています、買いに行くと、ビバホームなんか。ほかのほうはどうですか、こうですかまではないと言っていました。以上です。

(野本) 使う立場、使う人が一番この農薬の影響、農薬の影響というか、除草剤の影響を受ける可能性が高いと思うのです、暴露するというふうに捉えると。そうすると、使う人がわざわざ危険な使い方をするというのも非常に自分で使うのに、自分に危険なやり方で使うとは考えられないのですが、実際に使っている、先ほど答弁のあった担当部署ではその辺はどのように認識されているのか伺いたいののですが、委員長よろしいですか。

(都市建設部参事兼道路課長) おっしゃるとおり、使用方法につきましては全てマニュアルどおりといたしますか、希釈に関してもちゃんとした希釈でやっているところがございます。

以上です。

(大塚) それでは、重ならないように何点か伺いたいと思います。まず最初に、これ担当する行政のほうにお伺いしたいのですが、もう従前、このタイミングでは何カ所かの課でお答えをいただいたのですが、まだ伺っていないのが請願にも出ているスポーツ施設、それから市内には大きく分けると2つ以上、2つですか、土地区画整理地内。北新宿については、購入実績があるということは伺いましたが、その後についてはどうなっているのかを聞いておりませんので、その現状。それから、あとは上下水道を含む水関係、この3カ所について担当課から購入実績を含めた何か情報があれば、現状を含めてお伺いをしたいと思います。

(スポーツ課長) それでは、委員のご質問にお答えいたします。スポーツ施設におきましては、30カ所スポーツ施設ございまして、そのうち5カ所(P.17「6カ所」に発言訂正)を除きまして、全て除草剤のほう使用しております。ただ、先ほど道路課長からもありましたとおり、スポーツ課におきましても希釈等、その辺は説明書を確認をして事前にこの辺はやる、やらないという周知もしながら、またなるべく除草剤を使わずに手作業で入れないところについては実際通路の脇とか、あとは人が多く出入りするところにつきましましては手作業で。ただ、どうしても広い部分になってしまうとそうもいかない部分もあります。そこにつきましましては、先ほど申し上げましたとおり、説明書にのっとりその説明書

どおりに使用はしておるといふ情報を得ております。

薬剤につきましては、M C P Pが9カ所、残りにつきましてはグリホサートエース500ミリリットルというものを使用しております。量については、これだけの施設がありましたので、量についてもちょっと把握はできておりません。

以上でスポーツ課からはなります。

(北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどの北新宿の使用状況についてなのですが、購入したものにつきましては2リッター購入しまして、使用としましては1.5リッター使用しております。こちらにつきましては、北新宿の住民より調整池の柵の、擬木柵があるのですけれども、道路に面したところの下に雑草が生えていてちょっと困っているというふうな相談を受けまして、現地を確認したところ、コンクリートのすき間とすき間の間にちょっと生えているような状況で、肩かけをちょっと使いながらの除草というのが難しいところだったものですから、北新宿2地区の自治会長と相談をさせていただきまして、除草剤を散布させていただくようなことになりました。

実際買わせていただいたのが平成30年の10月10日に農業資材の販売店でできるだけ安全なものということで、草刈りM I Cというものを購入いたしました。こちらにつきましては、除草する2週間前から調整池の柵の部分に40メートルから50メートル間隔で除草剤を散布するスケジュールのお知らせを掲示いたしまして、散布当日は周囲に注意を払いながら除草剤を散布しまして、散布後除草剤を散布した日付と注意喚起のお知らせをまた調整池の柵の部分に掲示をさせていただいて、2週間後に掲示を撤去したような形をとりました。

以上です。

(都市建設部副部長) それでは、上水道と下水につきましてお答えさせていただきます。

上水道につきましては浄水場、また水源井等の浄水施設につきましては除草剤については使用しておりません。また、下水道につきましても汚水ポンプ場等の施設、また調整池につきましても除草剤につきましては

使用しておりません。

以上です。

（大塚）今3カ所から現状をお伺いしたのですが、スポーツ施設の中で30カ所程度あるということになると、当然その管理については指定管理先というのが指定されている可能性が十分あると思います。指定管理先については、今ここで話題というか、テーマとなっている除草剤についての使用については、確認はされているという理解でよろしいでしょうか。

（スポーツ課長）この今回のご質問に関しまして、事前に各指定管理者のほうに確認をとってデータのほう上げてもらっていますので、その辺は確認済みです。

それともう一点、先ほど30カ所のうち5カ所と申し上げました。済みません、訂正させていただきます。使用していないのが陸上競技場、コスモスアリーナふきあげ、吹上富士見テニスコート、吹上富士見ゲートボール場、上谷総合公園スケートパーク、上谷総合公園3on3コートの、済みません、6カ所でした。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

以上です。

（委員長）訂正の点についてはご了承願います。

（大塚）もう一つ、担当課のほうに伺いたいののですが、これは農政課になりますか。例えば今回出ているグリホサートを含む成分の、これは液剤になると思うのですけれども、液剤である以上、これを使用した後の場合によってはすぐに雨が降ってしまうこともあると思います。その場合というのは、効果が何時間で効くかどうか詳しくは知りませんが、すぐに降ってしまえばだめだと思うのですけれども、そこら辺雨が後に降ったときには多少なりとも液剤のいわゆる枯らす効果が弱くなって、それが場合によっては自然環境に流れ出すといいますか、溶け出すというか、影響がある可能性があるという認識でいいか、そこら辺はいかがでしょうか。

（農政課長）委員が言われたとおり、使用方法は除草剤にみんな明記さ

れていて、使用者はそれに基づいて使用されているとっております。ただし、私も製品自体の仕様書を全部読んでいるわけではありませんので、把握はできておりませんが、私の知る限りではやはり雨が降るときには使わないでくれというような記載がございます。委員の言うとおりに、そういう記載があるということは、おそれがあるのではないかとということで答弁させていただきます。

（大塚）紹介議員に伺いますが、これ表面、裏面といっばい書いてあるのですが、ここに書いてある文章自体は何度も読み直しをされ、全てにおいて、あっ、そのとおりということでご理解をいただいた上で紹介議員になられたという認識でいいか。それはいかがでしょうか。

（菅野）紹介議員になると言ったときから膨大な、これよりもっと多い資料を渡されて、一応読んでいますけれども、いやいや、それを100%自分にかみ砕けたかという、これはそれを短くしていますので、言っていることはわかります。膨大なのもらいました、これぐらいの厚いの。全部読みましたけれども。

（大塚）それでは、とりあえず私どもと同様のものが手元にありますので、請願の書面、それから裏面の3の理由以下については、紹介者はおおむね理解をしているということで幾つか伺いたいと思います。

理由の中の2番、国際がん研究機関についても先ほど他の委員から質問がありました。ここの2行目にある恐らく発がん性がある可能性がある物質と指定したと表記されております。これについては、この研究機関が示しているのがちょろっと調べましたら5段階あるというふうに出ておりました。そのうちの順番でいくと、上から2番目、表記でいくとA2という表現でしょうか、そこに含まれるということで私は理解をしておりますが、もしおわかりになればということで紹介議員はそういう理解をしているかどうかだけ伺います。

（菅野）それはわかりません。

（大塚）それでは、このAの2に相当するものについて、私も実はここだけはちょっと調べてみたのですが、それぞれA、ランクによって表現が違うというのが出ております。例えば一番上に相当するグループ1と

いうのがあるのですが、これはもう間違いなくがんになってしまうよというのを限定している、もう十分にこれがうかがわれるというのがグループ1みたいです。2のAというのが今ここに書いてあるとおり、発がん性がある可能性がある。ただし、いろんな表現にもよると思いますが、限定的というのもそこに入っているのです。いわゆる全ての人に対して発がん性があるというふうな判断ではされていないようであります。それから、2のBはまたその下になりまして、それからグループ3、グループ4ということで全部で5段階というのがインターネットに載ってありました。

これを見たときにちょっとわかりづらいのですが、この発がん性の評価、5段階については発がん性の強さをあらわすものではなくて、発がん性の証拠の強さ、その強さと証拠の強さというのは難しいのですけれども、いわゆる何をやるかということ、その可能性があるということの意味しているのかなと私は理解をいたしました。この質問ですけれども、国際がん研究機関のデータですか情報については、紹介議員はお調べになっているかどうか、それを伺います。

(菅野) ちょっとこれは紹介者に聞けば資料が出ると思うのですけれども、膨大な資料だったので、この重要部分だけ読んで、決算議会なものですから、そこまでは。ちょっと紹介者に聞けばあるかもしれません。

(いいですの声あり)

(菅野) そこまではわかりません。

(大塚) それと同じく2番のほうの最後から3行目の後半にあるのですが、またの後です。多くの行政による評価がこれの低く見積もり過ぎているのではないかという文章になっておりますが、ここでいう多くの行政というのはどこを指しているか、これはいかがでしょうか。

(菅野) 行政というからには国と県と市ではないでしょうか。市民の、国民の健康に責任を負う立場ですから、行政というのは行政機関と、そうだと思います。農家とか園芸社の責任ではありませんよね、多分。そういう考え……

(大塚) これは、私もどういう判断をしたらいいかわからなくて、例え

ば記事自体は国際的な部分がかかなり載っておりますので、国際的な目線での行政というのと私たちは鴻巣市民なので、一般的に行政という市町村が一般的なので、それがわからないので、伺いました。これについては、私もよくわからないので、このままで結構です。

その次、3番の3行目にありますグリホサートの残留分についての表記がされております。これ恐らくインターネットにも載っていたのですが、十数種類の食品の中のパンを検査したところ、幾つかの中にこの残留分が見受けられたというのがこの文章に当たるのかなと思いましたが、これについては細かな莫大な資料の中にこれ以外に、この部分だけですが、あったでしょうか。

(菅野) もしあれなら、ちょっと請願者が来ているので、詳しいことは聞かせていただければと思います。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分)



(開議 午前10時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 今の食品の中でここに輸入小麦使用の食パンから除草剤が検出と出ているのですけれども、日本の食パンからは出ていない。一番出ているのが健康志向全粒粉食パン、株式会社マルジュ。残留が0.23で国産の給食に使っているパスコ、超熟国産小麦とかパン国産小麦ママパン、有機食パン給食、ザクセンW、十勝小麦の食パン、有限会社ザクセンW、この4社からは出ていないと。日本の学校給食からは出ていないそうです。それで、ほかの株式会社神戸屋、山崎製パン、敷島製パン、フジパン株式会社までは0.23から0.07まで残留濃度が出ているということです。鴻巣の給食のパンからは出ていないということだそうです。

(大塚) わかりました。

4番、よろしいですか。一番最後。冒頭、紹介議員にこの文面の裏、表、両方よく読まれておおむね理解をされたということですのでよろしいですかと確認したところ、おおむねですが、理解していますということでありま

した。そうすると、グリホサートがいろんな生態系に影響するのではないかというのが4番目に書かれていると思いますが、1つの事例を挙げてコウノトリの里づくりに言及しております。ということは、コウノトリの里づくり事業については、紹介議員は今後も進めるべきという意味があって全てを認めた、同意したという理解でよろしいでしょうか。

(菅野) コウノトリの里づくりがだめな事業というのではないです。ただ、どう考えても花火をやる会場でどうやって……

(それはちょっと違うの声あり)

(菅野) できるかと。それから、費用が膨大にかかるわけです。私たち豊岡にも行きましたし、野田の例を見ても環境がそれほど保証されていない。豊岡にしても野田にしても50ヘクタールものところをもう湿地にしたりしているわけですから、そういう条件が整っているかということで懸念を表明しているわけで、コウノトリのあれについては。あとほかにすべき課題があるではないかと。高齢者が年金不足で困ったり、どれほど市民が困っているかと。税の使い道が違うのではないかというのが私の政策の中にコウノトリがたまたま入っているというだけですから、これだけではありません。一番は再開発です。あんな金使えるようだったら、ちょっとでも回せるということです。政策全般の中で言っていますので、コウノトリをつくったりしてはだめというのではないです。だけれども、では花火大会とどうするのですかというの、花火はやめるのですかと、そことリンクしないと。どうするのかと思って、3年後だというけれども。

(糠田での声あり)

(菅野) 糠田ってすぐ近くではないですか。あの音だったら吹上まで聞こえるわ。

(何事か声あり)

(菅野) 聞こえるでしょう。

(委員長) 今審議中ですから。

(大塚) 請願者の思いがいわゆる環境保全に努めてほしいという願いだと思うのです。その例として環境に優しいというか、環境に配慮した事

業を推進するならばという、私はこの文章だけ見ると請願者はコウノトリが何の心配もなくすめるような暮らしやすい場所にするべき。そのためには必要以上の薬剤、液剤は使用は制限するべきというふうに私は読み取ったのです。そうすると、そこも含めて紹介者が理解をしていただかないと、お金の理由だからという、もしあれだったらここの部分は最初から省いて請願者に賛同しますというのが一般的だと私は思います。これについては、どこの事業を優先するか、どこが先か後かというのはまた別の議論になる可能性がありますので、私はそう感じたということをお伝えします。

それで、質問です。一番最後、これ、にが抜けているのですか、以上によりというふうに読ませていただきますが、これを主成分とする除草剤の使用と販売の制限というふうに書いてあります。他の委員会でも出ておりますように除草剤の使用についての責任は使用者であるとも思います。もう一つの販売の制限ということになりますと、取り扱っているメーカー、それから販売店の2つになると思います。具体的にはラウンドアップという商品が出されている以上、ラウンドアップの取り扱いメーカーは日産化学です。日産化学という会社もしくはこのメーカー販売店について、改めて具体的にどうすべきか、どうしてほしいのか、メーカー、販売店に対して。それを確認のために伺いたいと思います。

(菅野) やはりちゃんと認められているわけですから、認められてお役所が出しているわけですから、ちゃんと要するに環境に影響を与えないという、そういう販売をしてくださいということです。それとちゃんとわかるようにそれを一番大きくやる。それから、ほかに安全だという農薬が出ているのなら、安いからといって業者がこっちに重きを置かないで、それも環境を守るために必要ですよということで売ることの中に入れる。ほとんどこっちに重きを置いているらしいですから、見に行くと。そこら辺を売るほうも売ってもうかればいいではなくて、環境を守る立場に立ち至ってほしいというのが、こういう文になっているのではないかなと私は思います、ほかにあるわけですから。

(大塚) 請願が出されたタイミングで実は私個人的に日産化学に電話を

して全国で話題になっているということなので、伺いました。担当者がもう専属でいられて、ラウンドアップ担当というか。やはりここしばらくの間は、ラウンドアップについての問い合わせがふえているということでありました。ふえている内容を、これ私が聞いた範囲の話ということで耳にしてほしいのですが、まず原則としてラウンドアップを使って健康被害に遭ったという報告は日産化学の話ではない、その時点ではない。ただ、問い合わせが多い。その問い合わせの内容は、具体的にこういう場所にこういう使い方をしたのだけれども、どうですか。あるいはこれから使おうと思いますが、どういうところに注意をしたらいいですかというような使用に関する、あるいは液剤、薬剤の取り扱いに関する問い合わせが100%という内容でした。これを受けてちょうど鴻巣にも担当課の関係者の方がいるので、鴻巣市内においてはラウンドアップあるいはこういう農薬を使って健康被害が起きたとか、あるいはちょっと問題があったとかという、そういう情報というのは市には来ているのでしょうか。どうでしょうか。もしおわかりになれば。わからなければ、なければないで結構です。

（委員長） 答弁要らない。

（大塚） うん、ないから。

では、鴻巣市にはそういった報告等が出ていないということですので、最後の質問です。この請願を出されたご本人、藤井さん、それから紹介議員の諏訪さん、菅野さん、竹田さん、きょうのこの請願の審査までの間にどのぐらい4人で詰めてこの請願の内容、あるいは審査に向けての情報共有をされてきたのか、それを伺いたいと思います。

（菅野） 何たって決算議会ですから、これが全てではありませんから、ほかの課題も含めてやってきましたけれども、これのために何時間も時間割いてということはありません。請願文を読んで資料を見て、あとは早い時期に来ましたので、まずは独学で全部読んで、その後議会のほかの準備をしながら、きのう、きょうあたりから細かな打ち合わせをして至っています。

（大塚） 具体的に4人で、もしくは請願者を含めて2人以上で打ち合わ

せをした回数は何回かあるのでしょうか。

（菅野）私は生出塚ですから、あれですけれども、彼は諏訪さんのほうにご自宅が近いので、諏訪さんとよく打ち合わせをしていただいている。だから、紹介議員、最初の筆頭議員にもなったわけですからけれども、たまたま私の委員会なので、私が言ったほうがいいでしょうになっただけであって。諏訪さんと私を通しては、たびたびいろんなところで会いますので、このことについて話はしてきました。そういう範囲です。

（大塚）私たちも請願が出された段階で自分なりにいろいろな資料を見たり調査をしたりしているわけです。結果として、きょうもそうですけれども、細かいところはわからない。細かいところわからないのですが、これについてどういうふうに判断されていますかという大きなところも場合によると請願者の話を聞いてからということ、休憩しながらでも手法なので、いいのですが、私はやっぱりできたら事前にその2人、請願者を含めて2人以上、3人以上、とりわけ今回相向かいになりました菅野さんに関しては直接請願者とお会いをして、たっぷりやれとは言いませんが、ある程度打ち合わせをした中で臨まれたほうがもうちょっと私たちにも伝わりやすかったかなというのが感想であります。これについては、質問ではありませんので、以上で私の発言は終わります。

（金子）今ほかの委員から詳しくいろいろお聞きされておりますので、私からは数点だけお伺いをさせていただければと思います。まず初めに、市の執行部にもう一度確認をしたいのですけれども、請願の表面、制限していただきたい使用方法、2段目、児童による扱いという文言が書いております。先ほどの市執行部の説明の中で公共施設、特に学校ですとか公民館とかというところでは使用をしていないというお話があったかと思うのですが、今回請願の中には児童による扱いを制限していただきたいということになっております。実際児童による扱いというのはないような印象を受けておりますが、基本的には児童による扱いというのはないという形よろしいでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）実際に小中学校につきましては、この除草剤等につきましては使用しておらないという現状でございますの

で、児童の手に触れるということはありませんかというふうにご認識しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第2号 グリホサート成分とする除草剤の使用・販売の制限を求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第2号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、環境課副参事と自治振興課長の2人から発言を求められておりますので、許可をいたします。

(環境課副参事) きのう歳出のほうで説明させていただきました新ごみ処理施設周辺調査事業収入の中で県道内田ヶ谷鴻巣線の出入り口の測量設計業務委託の内容で、幅員25メートルという説明をしましたがけれども、こちらのほうを測量幅25メートルのほうに訂正させていただきます。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時45分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、自治振興課長の発言を許可いたします。

(自治振興課長) 議案94号、平成30年度鴻巣市一般会計決算認定につきまして、野本委員からのご質問で防犯灯管理事業なのですが、光熱水費の流用額というところで26万3,000円と申し上げたのですが、正確には25万7,981円で節内で1万5,000円の器具修繕の流用がありましたので、節内の流用額が26万3,000円でしたので、ちょっと訂正のほうをさせていただきます。よろしく願います。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分についての続きの審議を行います。

ほかに質疑はございませんか。

(大塚) それでは、定められた時間の範囲ということで手短かに何点か伺いたいと思います。

ページから申し上げます。113ページ、自治振興の担当する防犯灯管理事業であります。これについては、他の委員からも質疑がありましたが、改めて30年度の修繕、それから工事のそれぞれの内容を伺うものです。ちなみに、昨年の、29年の決算において修繕が約201万強、工事費についてもほぼことしと同額の998万円強が計上されております。金額的にはそれほど差異はないのですが、具体的にそれぞれの修繕、また工事の内容について伺います。

(自治振興課長) それでは、大塚委員さんの質問に順次お答えさせていただきます。

まず、平成30年中の工事請負費になりますけれども、こちらにつきましては新たにLEDを新設しましたのが60基、鴻巣地区に32基、吹上地区に17基、川里地区に11基設置しております。こちらのほう、新設のほうの費用が132万408円となっております。

続きまして、修繕関係でございますが、鴻巣地区、吹上地区、川里地区の合計が……ごめんなさい。その前に工事関係の修繕に関してなのですが、修繕の部分になります。いわゆる先ほどの新設ですけれども、修繕の工事につきましては鴻巣地区が163件、吹上地区が89件、川里地区が33件、合計しますとこちらの中に、済みません、60件が含まれておりますので、285件になります。ごめんなさい。これLEDに変更したものでして、実際の新設を差し引いた数で申し上げますと、鴻巣地区が131件、吹上地区が73件、川里地区が21件で合計が225件。60件差し引いたそれぞれの内訳となります。

それから、修繕の費用の関係でございますけれども、器具修繕としますと平成30年度136基の修繕がございまして、こちらにつきましては181万4,207円の修繕となっております。これは、器具等の需用費の修繕になります。

以上でございます。

(大塚) この点について、再度確認をしますが、防犯灯については市内

全域LED化を目指すということで基本的には当時9,500基、今は1万近い基数だと思いますが、市内全域がLED化になっているという認識でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) LED化につきましては、全体の1万145基ある中で9,062基となっておりますので、おおむね達成してはいるのですが、まだ水銀灯が634基等ありますので、この辺につきましてはおおむね200基程度ずつ更新していくような形で進めていきたいと考えております。

(大塚) 30年度においては、新設が60基ですか、という数字の報告がありました。30年度の実績を踏まえていくと、今後何年ぐらいの期間の中でLED化が完了するという見込みなのか。そこら辺は、計画としてされているのでしょうか。

(自治振興課長) 水銀灯につきましては、おおむね先ほど200基程度ということで、およそ4年程度になるかなというふうには想定しておりますけれども、ただ目安としては4年から5年というところで考えられるかと思えます。ただ、ナトリウム灯等につきましては非常に大きなものからちょっとさまざまなものがございますので、この辺につきましては順次修繕等の交換に基づいて交換していくということになっていきますので、いましばらく時間等かかってくるかなというふうに認識しております。

(大塚) LED化したものの中には当然初年度に行ったものと、それからその後年度を変えていわゆるLED灯を設置したのもう時期が多少ずれているのは理解をしております。ちなみにですが、修繕の中で既にLEDの球が切れた、いわゆるつかなくなってしまう、交換したという例は30年度においてはあるのでしょうか。

(自治振興課長) LED灯の修繕につきましては、いわゆる明かりがつかなくなったというものが42基ございます。そのうち故障によるものが4基で東部の保証内で、いわゆるメーカー保証で行われているものが38基というふうになっておりまして、具体的にいつそれが壊れたというところまで、ちょっと申しわけないのですが、把握はできておりません。以上です。

(大塚) わかりました。

次の質問ですが、127ページ、市民課のかかわるパスポートセンター管理運営事業について伺います。この部分につきましても実際に金額ベースで申し上げますと、29年の決算とほとんど同額であったというふうに理解をしていますが、改めて伺いたい内容ですが、30年度の取り扱い件数、それから過去数年間での推移の中で比較をされ、どのような30年度の金額も含めた判断をされているか、ここら辺はいかがでしょうか。

(市民生活部参事兼市民課長) 過去の推移ということですので、パスポートセンターのまず概要についてご説明いたします。

平成25年の4月1日にオープンしました鴻巣市のパスポートセンターですが、ほかに県の旅券窓口としては大宮、川越、春日部支所があって、県内の方なら誰でも申請が可能となっております。市町村の窓口は、43市町村に設置されておりますが、市外の方は申請できないことになっております。このようなパスポートセンターで本市で交付されている件数ということで年度で申し上げますと、平成25年度オープン時は2,553件、26年度は2,581件、27年度は2,475件、28年度は2,832件、29年度は2,910件、そして30年度は3,143件と対前年比10.8%の増となっております。過去5年間の推移を見て、海外で日本人がテロの危難に遭遇した事件が多発した平成27年度を除き、毎年交付件数は順調に増加しております。

要因として考えられることは、5年経過して鴻巣のパスポートセンターの周知が図られてきたこと、また海外研修等を実施している高校がふえ、高校生がパスポートを申請をするケースがふえていること。ほかには60歳過ぎの方の高齢の申請もふえているなどが挙げられます。これを数字で示しますと、歴年で県に報告しております年代別の件数を1月から12月の年代別にちよつとご説明いたしますと、10年旅券については20代から30代が681人、40代から50代が640人、60代から80代が468人ということで10年旅券は1,789人に交付しております。また、5年旅券については19歳まで649人、39歳まで287人、59歳まで129人、69歳まで144人、80歳代が11人、90歳代が1人ということで計1,221人となっております。

これ具体的な数字ということで、また実は県の旅券窓口で申請された鴻

巢市民ということで調査したところ、385人の方が先ほど申しました大宮、川越、春日部等で取得をしております。また、鴻巣のパスポートセンターで申請されている方は3,152人となっております。鴻巣市以外で申請された方のほとんどが勤務地等が近いという利便性で利用しているため、環境が変われば鴻巣のパスポートセンターを利用していくものと考えております。これらのことも含め、さまざまな理由によりパスポートの交付を受ける方は今後も増加していくものと予測されますことから、パスポートセンターの役割はますます重要になっていくものと考えております。

以上です。

（大塚）過去からの推移を含めて見解というか、どのような判断をしているかというのを伺いました。そうすると、これからのパスポートセンターの運営についてはよほどの事由がない限り、このまま継続してあの場所で業務を進める、継続するという認識でよろしいでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）はい、そのとおりでございます。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

ページは残念ながらちょっとどこという指定はできなかったのですが、担当課は危機管理課になるかと思いますが、昨日も全くそうでありましたが、集中豪雨、ゲリラ豪雨、きのうは集中雷雨という表現でしたか、雷を伴った大量の雨が降ったということで、さいたま市の上尾を含めた近隣のところがニュース、テレビでも流れておりました。一つ気になるのは、いわゆる水による災害、水害についてであります。当然担当課もハザードマップ等を駆使して予想される範囲の対策は講じていると思いますが、雨というのはどれだけ降りますという予報、予測がないものですか、わからない。そこで気になるのは、事前にとれる水害対策の内容であります。具体的に排水等の対策はどのような形でとられているのか、これについてはいかがでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）それでは、お答えいたします。

まず、予算書のどの辺に出てくるのかが明確ではないので、全体的にと

いうご質問なのですけれども、額は小さいということと、非常に間接的ではありますが、一応予算にかかわってくるところがございますので、それを一度お答えさせていただきます。ページは321ページの災害対策事業なのですが、これは今のご質問は事前の対策ということなのですが、これは事前ではないのですが、ここの災害対策事業の中の特殊勤務手当がございまして、これについては風水害等で出動した場合の職員の災害出場手当となっておりますので、これが水害にはかかわってくるというところがございます。

それと、同じページのその下、災害支援体制整備事業があるのですが、そちらにつきましては需用費の……失礼しました。323ページです。323ページの原材料費のところ防災用材料費とあるのですが、21万2,040円ですが、これについては災害のときに必要となります土のう袋ですとか土のう用の砂ですとかいすとか、そういった資材を購入するための費用ということで、額は小さいですが、一応これがかかわってくる場所です。

事前の災害の対策ということなのですけれども、危機管理課のほうではソフト面といいますか、災害が起きたときの体制をどうするかというところで業務があるわけなのですけれども、実際の災害の対策といいますと、やはり雨水対策ということで河川ですとか水路の整備、また都市下水道などの整備がございまして、そちらについては都市建設部のほうで業務を進めているところがございます。

以上です。

(大塚) 三十数年たっている中でその施設ができて、実はもうご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ことしになってから2回ほど川里の中央公園、研修センターが建っているあの場所ですが、あそこ研修センターの前はグラウンドになっていまして、グラウンドの周りは舗装された外周道路というのがあるのです。あそこはもう30年以上たっているのではないかなと思うのですが、ことしになって2回ほど外周道路の水位と中のグラウンドの水位が全く同じになってしましまして、いろいろその後調査していただいているのですが、排水機能がやっぱり劣ってい

るということで、これから何か講じてくれるのだと思うのです。あそこは、避難場所の一部ではあったとしても正式な避難場所には指定はされていないはず。また、強いて言うとならぬ防災ヘリの離発着所に指定されているぐらいでしょうか。でも、万が一のときに使えないと困る施設の一部ではあると思います。気になるのは、排水対策を他の課とやっぱり連携して広域的にというか、横断的にやるべきという認識でおりますので、今後何かの機会に危機管理の目的に合った水害対策の中ではそういった横断的な対応をしていくという認識でいいかどうか、それはいかがでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）今ご指摘の点以外にも、市内で大雨が降りますと冠水してしまう場所等危機管理のほうで把握しておりますので、そういったことを市役所内の関係部署と連携を図って情報共有をして対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問参ります。

これもページの指定はございません。環境課のかかわるところであります。具体的にはここしばらくの間で時折耳にすることになりました海洋汚染に関する部分です。ご存じのように埼玉県は海なし県ではありますから、直接海岸における云々というのはありません。目にする機会もほとんどありません。伺いたい内容ですが、30年度環境課の所管する事業の中で海洋汚染に関する内容、例えば具体的な事業の中で取り組んだ、あるいは会議等のテーマで上げられたことがある、あるいは市民からの要望や指摘の中でそういったものがあつたのかどうか。海洋汚染全般について、どこか30年度の中であればお伺いをしたいと思います。

（環境課長）平成30年度といたしまして、まず委員先ほど言われたように鴻巣市どうしても海と直接結びつくところがないものなので、どちらかという周知等に関しても川をメインで上げさせているイベントというのがありますので、そちらのご報告をさせていただきます。

まず初めに、小中学生を対象に元荒川でカヌー環境教室という事業を行っています。これは、市民団体で元荒川カッパの会という団体がありま

して、そちらと共催で、元荒川の鴻巣でいえば上流のほうになります榎戸堰という堰の上流側で、カヌー約10艘程度をカッパの会のほうで用意していただいた上で、小中学生を対象にカヌーに乗りながら川に浮いている、とまっているというか、浮いているというか、ごみを回収するイベントをやっております。そのときにもどうしても子どもたちごみ拾いだけでは興味があれななので、同時に川の生物とかの調査というか、確認等も行っております。

そのほかに今度竹林公園のほうなのですけれども、平成30年でいいますと10月28日に元荒川清掃という形で、これは環境課の主催として市民の方に呼びかけて、竹林公園周辺の川に直接入ることはこちらはできないものですから、川に面した法面とかの清掃活動を実施しております。

そのほかにはどうしても周知ということがメインになってしまうのですけれども、年に1度市民あるいは環境衛生委員さんを対象にごみ分別研修というのを実施しております、その中でも海洋汚染というか、マイクロプラスチック問題については話のほうは説明はさせていただいています。

もう一つ言いますと毎年環境審議会、鴻巣市環境課のほうで実施しているものがあるのですけれども、そちらでも海洋汚染、マイクロプラスチックについては話題のほうは出されておりました。

以上です。

（大塚）さまざまな場面で環境保全についての取り組みが今後も継続されるということを期待をして次の質問に移りたいと思います。

ページは261ページ、農業委員会事務局のかかわる農業委員会運営事業であります。金額的に昨年と比較をすると約300万弱程度が増額の決算となっておりますが、具体的に1年間を通して開催されている委員会、農業委員会ですね、この中で農業委員の皆さん、あるいは農業委員に準ずる皆さんがお集まりになっていると思うのですが、具体的に農業振興に関してこういったことをしてほしいとかやるべきと、具体的な要望や意見というのは出されているのでしょうか。いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼農業委員会事務局長）農業委員会の総会なのですけ

れども、基本的には農地法に基づく事務、農地の貸し借りとか所有権の移転、また農地転用について審議を行っております。平成30年度からは制度改正に伴いまして、農業委員さんだけではなくて、農地利用最適化推進委員さん、こちらが委嘱されまして、農地利用の最適化の推進が新たに仕事に加わったところであります。ご質問にありますような農業振興に係る意見や要望についてなのですけれども、農業委員会のほうでは毎年農業委員会事務の目標及び達成に向けた活動計画というのをつくってございます。こちらは審議事項となっております、総会にかけているのですけれども、また平成30年度には農地等の最適化の指針というのものもつくってございます。こちら審議事項となっております。内容的には、担い手さんにどのくらい農地を集積しようという目標を立てられているとか、遊休農地をこのくらい減らしていきましようとか、あとは新規参入をこのくらい目標にしましようとか、そういうのを審議してございます。

以上でございます。

（大塚）一般的に農業委員会が開催されるという話になると、どうしても転用の話が多分ボリュームが多いのかなと思うのですが、本来農業委員会というのは農業振興の中で具体的にどういうことを望んでいるとか希望しているというのを、本来そういうところを出していただくのが効果があるのかなと私は思っています。今後農業委員会は継続してあるわけですけれども、会議自体がです。そんな中で農業にかかわる皆さんからそういったものを吸い上げるような工夫というのは今後できるでしょうか。いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼農業委員会事務局長）農業委員会の総会の前に地区を4つに分けてありまして、鴻巣が2つ、吹上、川里、4つに分けているのですけれども、その中で審査にかける前に皆さんで情報交換とかもしておりますので、そういう中でそういう農業者の意見等を吸い上げられると思いますので、そういう中でまた検討させていただきたいと思います。

（大塚）続いて、267ページであります。農政課が担当する野菜産地強化

整備支援事業についてです。これちょっと昨年の決算見ましたら決算には載っていない事業名だったので、ちょっと細かい内容について伺いますが、まずこの支援事業の事業の内容についてはどのような内容なのか伺いたいと思います。

(農政課長) お答えいたします。

これは、野菜の生産拡大や高品質化に必要な生産施設、機械の導入が事業の目的でございます。30年度におきましては、3事業主体がトンネルマルチ支柱埋め込み機、野菜の定植機、ネギの収穫機、エンジン洗い機等を導入いたしました。生産拡大のほうの事業となっております。以上です。

(大塚) 今の説明ですと、いわゆるとれ高をふやすという意味でしょうか、生産拡大ということは。片やもう一つありました高品質化、いわゆるよりよいものをつくるというふうに私は捉えたのですが、この高品質化については具体的に30年度は取り組んでいない、あるいは取り組む見込みがある、そこら辺についてはいかがでしょうか。

(農政課長) お答えいたします。

30年度につきましては、先ほどお話ししましたように生産拡大の事業が行われております。高品質化の質問ですが、現在行っておりません。今後の課題ということで検討していきたいと思います。以上です。

(大塚) 今後の課題ということでありますので、その話を次の質問につなげたいと思いますが、同じページ、プロジェクト事業、道の駅整備事業であります。前の質問の中で高品質化も当然視野に入れていかないと、今目の前にある事業の中の道の駅についても多分つながっていかないかなというふうに理解をしておりますが、この決算の中で検討委員会が開催されているというのがあります。この検討委員会の部分についてであります。人数あるいはメンバー構成についてはどのような内容かを伺います。

(環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。まず最初に、高品質化の部分なのですけれども、道の駅の今の流れとい

たしますと、少量多品種というものが時代として、流れとして今そういうものを求められている道の駅が多くなっております。当然その辺も農政課と協力しながらそういったことに取り組めるかとか、そういったところも研究してまいりたいと考えております。

続きまして、人数と構成になります。人数のほうは13名、委員13名のオブザーバーが3名。委員の構成でございますけれども、JAさいたま、JAほくさい、商工会、観光協会、花組合、農業委員会、鴻巣市くらしの会、箕田地区自治会連合会、赤見台地区自治会連合会、埼玉広域消防本部、それと学識経験者としまして先進道の駅の駅長と埼玉大学の准教授、それと副市長、これで13名と。それで、大宮国道事務所と埼玉県道路環境課、こちらがオブザーバーで国道事務所から2名、環境課のほうから1名という構成になっております。

以上です。

（大塚）ことしの決算の中にも一部出ておりました、基本計画の策定委託料が約670万です。これ見ると29年の決算のときにも前払い分ということで280万円が多分計上されていたと思います。合計するとその金額によってこれから本当に本格的に進むまずスタートの段階に向けての準備だというふうに理解をしておりますが、委員から出された意見については当然基本計画策定に当たってとか、に対して十分反映されるような、そういうふうな中身になっているかどうか。もし具体的にこのようなテーマ、このような目的があれば一緒に伺いたいと思います。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）まず、委員のほうからいただいたご意見、幾つか代表的なものをご紹介します。まず、東京から17号で来るときに出会う初めての道の駅となることから、都市近郊型の道の駅を目指してみたらどうかというご意見。また、品ぞろえやイベント等で市民が利用できないともったいないので、そういったものも入れてもらいたい。また、施設の環境としましては、さきたま緑道、こちらが近接しておりますので、さきたま緑道と道の駅を接続してもらいたい。また、防災の観点から全国から注目されるような道の駅になってほしい。また、JR東日本のほうでウォーキングイ

イベントを開催しているとのことなので、そういったところと北鴻巣駅が近接しておりますので、共同のイベントは検討できないかと。また、イベントの集客、鴻巣市は多いのですけれども、観光地がないわけではないということから、寺社仏閣も170もあるということもありますので、観光資源となるので、観光ツアー等観光協会のほうで検討もしておりますので、そういった情報発信、中継地点等の検討もできないかといったようなことがまず委員のほうからご意見としていただいております。当然このほかにもご意見はあるのですけれども、そういったものを取り込みながら基本計画の中ではコンセプト、あとは各必要施設といったものを検討したというのが基本計画の内容でございます。

（大塚）まさにこの事業はこれからということでもありますので、今後も注視してまいりたいと思います。

続きまして、271ページ、農政課がかかわる農業研修センターの管理運営事業について伺います。決算ベースでの金額では、前年と数万円の違いということで確認をいたしました。改めまして30年度の施設利用の状況について伺います。

（農政課長）お答えいたします。

利用実態でございますが、利用件数は30年度実績で784件、29年度が701件ですので、83件増加しております。利用人数につきましては1万6,509人、29年度におきましては1万2,379人ということで、4,130人ほど増加しております。

以上でございます。

（大塚）利用の件数も人数もふえているということでもありますので、それなりに施設としての効果は見込めているという理解しております。改めて鴻巣市内においては多分私の認識ではあそこの農業研修センターにある大集会室、集会室ですか、あれが市内においては2番目に集客できる、いわゆるキャパを持った室内施設ということで理解をしております。その利用のしやすさからも多分利用がふえているのではないかなと思うのですが、この施設の中でそのときによって中身は違うと思いますが、必要に応じた修繕等を行っているのかどうなのか。これについてはいかが

でしょうか。

（農政課長）お答えいたします。

30年度におきましては、センター内の男子トイレの排水管の改修、詰まりです、それとホワイエの空調関係の修理、また集会室の床の一部改修ということで行っております。大変古い施設でございます。老朽化進んでおりますので、暫時指定管理者と相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

（大塚）年度は違うのですけれども、今年度になってから私がたまたまあの施設を訪れたときに、2回ほど天井から雨漏りがしているというのがありまして、下にバケツというか、水受けが置いてあったのですが、あそこの施設については確かに古い、年数がたっている施設ですから、今後においても十分指定管理先と調整をしていただきながら、1日でも1年でも長くもつような改良をしていただきたいと思い、質問はここまでといたします。

続きまして、商工観光であります。これも済みません、ページの指定はありません。市のPR全般について伺うものであります。私たちは、情報としてはこのタイミングで、あるいはこのタイミングからということによく耳にするのが観光大使、それから場合によると観光案内ボランティアというのもいらっしゃるかと思うのですが、こちら辺が実際にどんな活動されているのかというのをなかなか目にする機会がないので、市のPR全般に関してということでそれぞれの活動状況についてわかればお伺いをいたします。

（環境経済部参事兼商工観光課長）お答えいたします。

まず、観光大使につきましては、昨年（平成30年）の10月1日から新たに10名の方に加わっていただきまして、ひなちゃんを含めて17名で現在活動をしていただいております。さくまひできさんにおかれましては、FMナックファイブに出演されております。その中で鴻巣のPRしていただいたり、昨年度は福島県の金山町、姉妹提携を結んでおる金山町の湖水まつりのステージに出演をしていただいたりしております。また、過

去には鴻巣の観光PRを戸田競艇で行っている時期に、同時にステージで戸田競艇を盛り上げていただくようなイベントに参加をしていただいております。また、10月から新たに加わりました神田鯉風さん、フラワーラジオでDJとかやられておりますが、講談師の方ですので、現在大河ドラマでいだてんをやられておりますが、いだてんの金栗四三さんが駅伝を思いついたときが、ちょうど鴻巣駅を利用して東京に帰るときではないかという情報から、鴻巣を題材にした講談を新たに創作をしていただいたりしております。

ほかの観光大使にも鴻巣市内のイベントに今参加していただきまして、ステージや、それからマラソン大会のときに一緒に走っていただいたりしております。主なイベントちょっと簡単に申し上げますと、チューリップまつり、花まつり、花火大会、コスモスフェスティバル、ひまわりまつり、フラワーバレンタイン、パンジーマラソン、びっくりひな祭りなど、大きなイベント等あわせて参加をしていただいております。また、昨年度は環境課でエコバッグを配布したのですが、観光大使のチョーさん、声優をやられているチョーさんのイラストをエコバッグに掲載させていただきまして、大変な人気をいただいております。また、プロレスラーの丸藤さんは、インスタグラム等でSNSを活用して多くのフォロワーがいらっしゃる中で鴻巣のPRを積極的にしていただいております。また、観光大使の方たちがコンサートや講演会をやられているときに鴻巣市の観光パンフレットを設置していただいて、自由にとっていただけるような形をとっていたり、鴻巣の広報を観光大使の方にはお配りしておりますので、その辺から鴻巣の情報を入れていただいて、PRをしていただいております。また、名刺を観光大使の方には作成をさせていただいておりますので、積極的に鴻巣の観光大使だという名刺を配布をしていただいたりしております。また……

(30分ですの声あり)

(環境経済部参事兼商工観光課長) はい。観光ガイドのご質問もいただきました。観光案内の観光ボランティア鴻巣ガイド会、会員の方27名現在登録されているのですが、こちらの観光ボランティアの方は観光協会

が事務を行っておりまして、平成30年度の活動の実績といたしますと36件、ガイドを受けた方、お客様2,301名の方に向けて鴻巣のガイドを行っていただいております。主なガイドの内容をちょっと簡単に幾つか申し上げますと、鴻巣かるたの世界を訪ねるとか、終学旅行会、終学というのは終わりの学と書きますが、そちらの旅行会、それから南海トラベルなどの民間旅行会社、それから先ほど道の駅プロジェクトからも話がありました駅からハイキング、JR主催の駅からハイキングに鴻巣御殿跡だとか勝願寺、鴻神社等の案内等をしていただいております。以上の方、多くの方に鴻巣のPRにご参加をいただいております。

以上です。

(大塚) 一般的には観光大使につきましては、市外に向けての宣伝活動、迎え入れる場合においては市内を案内するボランティアの皆さんのバランスを保っていただくというのが大事なかなと思いますので、両者ともに今後の活躍に期待をするところであります。

質問は以上です。

(金子) それでは、質問をさせていただきます。

まず、歳入歳出かかわってくるのですが、歳入だと47ページ、歳出だと275ページの中小企業貸付金元金収入というところなのですけれども、あと歳出だと……中小企業貸付金についてなののですが、もう一度詳しく確認をしておきたいので、内容についてご説明をお願いします。

(環境経済部参事兼商工観光課長) こちらの中小企業の融資事業につきましては、経営の安定化、合理化や設備の近代化などを図る市内の中小企業に運転資金や設備資金、また特別小口資金や中口の資金などの近代化資金を融資するための市内金融機関への預託となります。

以上です。

(金子) 今回歳入と歳出で同額が計上されているように見受けられるのですが、きのうの説明だと全部使わなかったの、戻ってきているというお話だったのですが、使わなかったという認識でよろしいでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 市内の中小企業の方から融資の申し込みがなかったの、年度当初に預託したものが年度末にまた戻って

るという状況になっております。

以上です。

（金子）中小企業、鴻巣市内にはたくさんの企業さんがあられるかと思うのですが、この中先ほどワードで近代化というところが出たと思います。私もいろいろな企業さんとお話をする機会もあるのですが、まだまだホームページを持っていないという方々ですとか、あと機械等も新しく出ているものを、古いものを使っている方々もいっぱいいらっしゃるのですが、かえたいというお話も聞いているのですが、なぜ融資に結びついていないのか、積極的な投資に結びついていないのかというところが、もし何か分析等が出れば教えてください。

（環境経済部参事兼商工観光課長）詳しい分析というわけではありませんが、市内の金融機関の8銀行13支店にこちらの資金を預託しているのですが、市内の中小企業の会社につきましてもメインバンク大体お持ちなのです。信用金庫であったり地方銀行であったり、そちらのメインバンクにまずは資金については相談をされているというのが実情だと思います。そちらの金融機関からは、企業にとって有利な低金利の融資等を優先的に紹介していただいているという現状もありますので、なかなかこちらの融資に結びつかないという状況になっております。

以上です。

（金子）今後やはり市内の企業が育っていくということは、今後の市の財政考えたりですとか市のコミュニティというところを考える上でとても重要な、経済を活性化するということがとても重要な施策になってくるのではないかなと思っておりますが、今後市として市内の企業の経営状況を活発化させるような取り組み等を行ったもの、また今後やるものがあれば教えてください。

（環境経済部参事兼商工観光課長）直接はやはり商工会が情報を得ることが多いですので、商工会と積極的な連携を図りながら行っていきたいと思います。また、創業支援の相談窓口等も新たに商工会に設けておりますので、そちらの情報等のPRもあわせてさせていただければと思います。

ます。

以上です。

(金子)ありがとうございます。引き続き商工会等と連携をとりながら、市内の経済を活発化させて中小企業の応援をいただければと思います。続きまして、歳入のページでいうと21、23、51の自動販売機の設置手数料のところなのですが、まず市全体で見たときの自動販売機の設置手数料の歳入額というものがわかれば教えてください。

(何事か声あり)

(金子)わかりました。一旦オーケーです。引き続きちょっと質問をさせていただきます。それでは、単純に今ここに出ているものを合算して一旦考えさせていただきます。

51ページに出ているコカ・コーラとの共同のやつは、提携しているやつに関してはきのうの説明で15%の手数料というところで、これだけの金額の計上が上がっているというところなので、15%で38万9,000円が計上されているということを見ると、売り上げは400万ちょっと以上年間である。しかも2台と。2台の自動販売機でこれだけ収入が得られているということを見ると……と認識しております。業者の選定の仕方なのですが、今どのような選定を行っているのでしょうか。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午前11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金子) ちょっと今自販機は答えられなそうなので、ちょっと一旦飛ばします。

続きまして、53ページの資源回収販売収入の3,700万円強の金額なのですが、昨日の説明で販売金額と拠出金でこの金額になっているということだったので、拠出金と販売金額の割合を教えてください。

(環境課副参事) 先ほど委員の説明の中にありました拠出金というもの

につきましては、リサイクル協会のほうに出したものが戻ってくるお金になっております。こちらにつきましては、30年度につきましては540万円ぐらいになっております。そのほかにつきましては、純然たる市場におけるの売買額で入ってくる収入になっております。

（金子）ということは、3,200万円ぐらいは売り上げ収入というような認識でよろしいでしょうか。

（環境課副参事）売上金としては、3,200万円弱になります。

（金子）わかりました。今後資源回収というのは、やはり資源をリサイクルするという、環境を保全するという面に関しても有効な手だてだとは思いますが、やはり地域で自治体単位ですとか学校単位で集まってやるというところで市民の交流の場にもなってくるのかなと思っておりますので、今後も続けて拡大していただければなと思っております。続いて、55ページのデマンド交通協賛金のところなのですが、ここについてもう一度ご説明をお願いします。

（自治振興課長）デマンド交通協賛金でございますけれども、根拠法としますと鴻巣市デマンド交通運行協賛事業者等募集基準を平成30年12月5日、市長決裁にて定めておりまして、それに基づいて実施しているわけですが、内容としますと鴻巣市デマンド交通の運行の趣旨に賛同していただける共通乗降場の対象となる施設のうち協賛していただける事業者等を募集しまして、その協賛金をもってデマンド交通の事業推進に資することを目的としております。協賛の区分としますと、今回171施設90万円というふうになっております。

（金子）今171施設ということだったのですけれども、全体の何割ぐらいが協賛金を拠出している状態でしょうか。

（自治振興課長）700弱の今施設があるのですけれども、そのうちの171ということになりますので、ちょっと計算するとという形になりますが、済みませんが、よろしくをお願いします。

（金子）わかりました。ということは、先ほどの説明であったので、もう一度確認なのですけれども、全施設がやっているわけではないので、全施設が拠出する必要のあるものではないという、協賛金ですものね。

(自治振興課長) その施設の中には、バスの停留所等も含まれておりますので、そういった意味で171のいわゆる事業者を対象としているというところになります。それは、お医者さんであったりとか、そういった場所になりますので。あと、商業施設であったりとかというところになりますので。

(金子) わかりました。ありがとうございます。

次に移ります。続いて、歳出に移ります。237ページの生物多様性事業のところ、アライグマ捕獲業務委託料というところで226万440円が計上されております。実際にどのような活動が行われているのか、どこに何件ぐらい被害が出ているのかというようなところを教えてください。

(環境課長) こちらのアライグマの捕獲の事業なのですが、鴻巣市内全域を委託業者に委託しまして、アライグマの捕獲をお願いしております。実際に30年度に捕獲された頭数なのですが、54頭が捕獲されております。被害といいますと、一般的には家の中に入り込んで天井裏で悪さをするとか、あるいは農産物、農作物です、農作物を食べてしまうという被害が多いです。正確な統計をとったわけではないのですが、範囲というか、被害の多いと思われる地域というのが大体川沿いに沿って被害が多くあらわれています。数年前は元荒川を中心に被害が多かったのですが、ここ最近荒川のほうに被害の多い地区が移っているようです。

以上です。

(金子) ありがとうございます。一時期田間宮地区、結構前なのですが、結構前に中学校での被害とかというので学校にわなが設置されていたりとかという記憶があるのですが、結構学校とかそういったような子どもが近づくとおそれる、生物なので、難しいと思うのですが、予防措置みたいなものというのは何かとれる、ムクドリだったら嫌な音を出すみたいな、近づいてこないように何かできるようなことがあるのですか、一般的に。

(環境課長) 申しわけございません。アライグマを寄せつけないという何か手法があるかというのはちょっとわからないのですが、大体アライ

グマといいますとよくあることで水槽とか池の魚類をとってしまおうとか、あるいはちょっと鴻巣でどうかというのはあれなのですけれども、飼っている鶏とか鳥類、そういうものを狙いに来るとか、あるいは雑食性なので、生ごみとかそういうものを好んで食べているようですので、ちょっと学校とかですと逆に、ほかでもあるのですが、工場とか夜間人がいなくなるようなところに、夜間そういうところに入り込むとかというのはあるので、施設とするともしかしたらそういう夜間人がいなくなる施設ということで、学校ももしかしたら出てくるのかもしれませんがけれども、済みません、ちょっとその対策というのは今のところ把握はしておりません。

以上です。

（金子）わかりました。引き続き対策をお願いします。

続きまして、251ページ、中段、ごみ分別アプリ導入委託料21万6,000円、またその下、ごみ分別アプリ使用料15万1,200円というところで計上があります。ごみ分別アプリについて、まずどのようなものなのかご説明をお願いします。

（環境課副参事）こちらのほうにつきましては昨年から導入をしております、専用のアプリのほうに登録をしていただきます。それで、こちらの情報につきましては、鴻巣市のごみの情報とかそういうのを随時携帯で見れるようなシステムになっております。

（環境課長）ちょっと追加なのですけれども、アプリをダウンロードしていただいて、まず動かしていただくのですが、その際にアプリを開くとまず地域の指定が出されます。その地域を指定していただくと、その地域に合ったごみの収集日、分別方法は市内同じなのですけれども、ごみの収集日とか、あるいは分別の種類とか、皆さん気になることがふだん携帯で確認できるというような情報になっています。なお、プラスアルファでそれ以外の一般的に先ほど大塚委員のほうから質問のありましたごみの周知とかというものに対しても特集を組んで、いろいろ海洋プラスチックとか、そういうの、済みません、海洋性に関してはこれから入れさせていただきますけれども、ほかのそういうそのときに話題

になっているものとかも特集として上げさせていただいております。ぜひ皆さんにもダウンロードしていただけたらと思います。

以上です。

（金子）現在どれくらいのダウンロード数とアクティブユーザー数があるのかというのを教えてください。

（環境課副参事）今の一番こちらのほうで最新の情報として、令和元年度7月末現在で2,901という報告を受けております。

（金子）2,901件というところで、このアプリは使用料というところで15万1,200円返ってきているのですけれども、これはランニングで年間にもっとも計上もちろん、今後ずっと計上されていくものなのではないでしょうか。

（環境課副参事）こちらの使用料については、毎年使用する限り使うものとなっております。

（金子）わかりました。そうすると、ちょっとこの金額が多いのか少ないのかという判断は2,901件なので、何とも申し上げられないのですけれども、ちょっと済みません、私もこれから試してみようと思いますが、今現状だとこれアプリにわざわざする必要があるのかなという。ホームページをうまく利用して、その中の補修費用で組みかえることも可能。そうすると、やっぱりなぜかというアプリって閉ざされた環境なので、うまく周知をしてダウンロードしていただかないと、すばらしいコンテンツをつくっていたとしてもそれをいろんな方に見ていただくというのは、やはりちょっと限られてしまう部分があるのです。なので、別にアプリを否定しようというわけではなく、済みません、ちょっとニュアンスを変えさせていただくと、アプリでやるのであれば周知というものがやはり必要かなと思っています。2,900人というのを11万8,000人の人口から考えるとちょっと多いか少ないかの判断わかりませんが、せめて1万件ぐらいは行ってほしいなという個人的なあれもあるので、今後の周知というところでどのように考えているのか教えてください。

（環境課副参事）こちらのアプリは、去年の9月から導入しまして、先ほどの数字2,901名、一括に大体前月が2,727人、百七、八十の増加をしております。周知方法につきましては、いろいろ広報もありますし、マ

ニュアル、あとごみの関係で随時載せているのは今までどおりですけれども、いろいろなイベントもしくは出前講座等の中でも市民の方には広く周知するような形で考えております。アプリの活用については、先ほどパソコンというお話ありましたけれども……

(何事か声あり)

(環境課副参事) ホームページというお話ありましたけれども、若年層がやっぱり携帯をよく使いますので、そちらのほうに注目をして、なるべく若い方にも取り組んでいただきたいというのが一つの目的で導入していると思っております。

以上です。

(金子) せっかくなつくったものだと思いますので、多分結構内容もつくられていると思いますので、ぜひ周知をしていただいて、例えばほかの部署でもちょっとここと関係ないですが、ツイッターとかインスタグラムやっている、インスタグラムは商工観光課だと思いますが、やっているところもありますので、ほかのSNSツールのところにもうまく周知を流したりとか、部署でしっかり連携をしていただいて、せっかくなつくったものですので、活用をしていただきたいなと思います。

続きまして、255ページの小動物死骸処分事業260万100円というところに関しましてご質問いたします。こちら年間どれくらいの処理費用、処理の件数でこの金額になっているのでしょうか。

(環境課副参事) 平成30年におきましては、430頭になっております。

以上です。

(金子) わかりました。430トンというと結構な量だということ……

(頭の声あり)

(金子) 頭。びっくりした。トンかと思った。頭ですね。

(環境課副参事) はい、申しわけありません。

(金子) びっくりした。匹ですね。頭の430頭。わかりました。ということで、最近余り道の上で落ちているのをそこまで目にしなく昔ほどなったのですけれども、これはやはり何かしらの努力で発見から回収までというところをやっているのか。迅速に対応ができるように業者と

連携をされているのかという点を教えてください。

(環境課副参事) 今の小動物の死骸処分事業につきましては、各地域に委託業者と契約しております。こちらについては、時間外を含め、土日を含めて対応させていただいておりますので、それで対応が素早くなっていると思っております。

(金子) わかりました。ぜひ今後も取り組みをお願いします。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時55分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

自治振興課長より発言を求められておりますので、許可します。

(自治振興課長)先ほど金子委員のデマンド交通協賛金の質問について、先ほど約700施設ということで約ということでお話しさせていただいたのですけれども、数字のほうが出ましたので、ご報告のほうさせていただきたいと思えます。

乗降場としますと、687カ所、720施設になります。この720施設なのですけれども、乗降場1つにつきまして複数の施設がある場合もありますので、この差が生じております。ただ、今現在につきましては197カ所、705施設ということで、少し整理のほうをさせていただいております。あと、参考になるのですけれども、先ほど質問のありました率というところにもなりますので、ちょっとつけ加えさせていただくのですけれども、協賛を依頼したいいわゆる事業者に対しては371カ所ありまして、そのうちの171カ所ということで、率にしますと46.1%程度ということになります。

以上です。

(委員長) 以上、ご了承願います。

次に、環境課長より発言を求められていますので、許可いたします。

(環境課長) 先ほど金子委員から質問のありました生物多様性事業、237ページなのですけれども、アライグマの捕獲頭数という形で決算上で

委託業務で捕獲した頭数54頭を説明させていただいたのですけれども、鴻巣市全体として平成30年度の捕獲頭数というのが全体で60頭になります。なので、委託としては54頭、それ以外6頭に関しては市の職員が実際におりを仕掛けに行って捕獲した数が3頭、そのほかあと農業をやられている方でご自身で捕獲の資格をお持ちになっている方が捕獲したものを処分ができないものですから、その後市のほうで引き取って動物病院等に運ぶ頭数が3頭という形で、トータルで鴻巣市全体としては30年度60頭ということで、その点補足させていただきます。

以上です。

（委員長）以上、ご了承願います。

それでは、引き続き質疑を行います。

（金子）続きまして、267ページ、道の駅事業について、もうほかの委員もいろいろ質問していますので、本当に手短かにさせていただきたいのですけれども、道の駅やはり大型の施設が建つというところで、市民、それから外からの観光のお客さんですとか車を使うお客さんがたくさん来る、人が集う場所、市のシンボルにも今後なっていく施設であると私は認識しております。今ここで決算で上がっているところはまだ計画策定の準備段階というか、これから詳細な計画に入っていくのだろうなと思っているのですけれども、その中で先ほど委員構成等もお聞きしたところで住民の意見を今集めているというところで、何が聞きたいかというところ、一番恐れているのがもうありきたりの人が来ないような道の駅をコンセプトとしてしまうところが怖いなと思っておりまして、今後やっていくのだとは思っているのですけれども、しっかりマーケティング、商圈調査ですとかマーケティングの専門家をぜひ入れていただいて、あと今後の今のトレンドですとかしっかりどこをターゲットに置くか。広くターゲットを置くことはいいのですけれども、しっかりとしたターゲット層を意識したデザインですとか店舗の配置ですとか誘致とかというのが絶対に必要になってくるものかなと私個人としては感じておりますので、そういったところを含めてトレンドの分析、商圈分析、マーケティングのプロみたいな人を今後の検討委員会にしっかり入れてやっていっていた

だきたいなと思っっているのですが、そういう検討の段階ではしっかりそういった営業のプロ、マーケティングのプロとかという人ももちろん入ってくるという認識でよろしいでしょうか。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）今のご質問にお答えします。

昨年度といたしましては、あくまでも基本計画となりますので、今委員おっしゃられたようなマーケティング、そういったところの掘り下げた部分はやっておりません。ただ、今年度、令和元年度になりますと、管理運営計画、こちらのほうの業務委託を発注したところでございます。その中で今委員おっしゃるとおり、マーケティングとかそういった購買層の分析とか、そういう目線から委託の中で検討していくという業務が入っておりますので、そちらの結果が、またそのほかにも整備計画、ハードのほうも委託を出しておりますけれども、そちらの配置ですとか売り場面積、そういったものにも反映させて、おっしゃるとおりなるべく、なるべくというか、栄える道の駅をつくるというのを目標に進めていきたいと思っております。

（金子）わかりました。ぜひそのような形でしっかりと動いていただきたいと思えます。

次が最後です。281ページの一歩下、観光振興事業負担金の中の外国人観光客誘致推進協議会負担金5万円というところなのですが、この協議会はどのような活動を行っているのでしょうか。

（環境経済部参事兼商工観光課長）こちらの事業につきましては、県を含み37団体、埼玉県内の市町村37団体が加入をしております。平成30年度の事業といたしましては、外国人向けフェイスブックの運用、多言語ホームページ、ちょこたび埼玉の運用、それと商談会への出展です。熊本県で行われました訪日旅行取り扱い旅行会社へ、東南アジア系の旅行会社へ向けて埼玉県のPRなどを行っている事業です。それと、4つ目にトラベルマートへの出展ということで、東京ビッグサイトで行われました、旅行会社133社が参加しているところで埼玉県のPRをしております。

以上です。

(金子) わかりました。外国人の観光客というのは、最近ことしの花の花まつりとかでも結構来られていると思うので、今後もぜひ来年オリンピックに向けてふえていくかと思いますので、外国人対応もぜひ積極的に取り組んでいていただきたいなと思います。

以上で。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 1点だけ申し上げます。

多くは本会議上で言いますので。花火大会の援助金が300万ということがわかりました。全体で一緒に入ってしまったので、わかりませんでしたけれども、執行部に聞きましたら300万ということで、経費が9,000万を超えるという、大変鴻巣を代表する一番の大イベントが商工会の青年部頼みと。皆さんそれぞれ自営業なさっている方ですので。私も前に一緒にいた細川氏が一緒の部屋にいましたけれども、もうずっと花火にかかわると自分の商売のほうがどうにもならないという状態を、皆さん商売しながらやっていて本当に頭が下がる思いですけれども、花火のまちを標榜するのならばせめてほかの分野を削って1,000万ぐらい出すのが筋ではないかなと思うのです。この点を指摘して反対します。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時09分)



(開議 午後1時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) それでは、ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時11分)



(開議 午後1時14分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第91号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（野本）それでは、国民健康保険事業特別会計の決算について伺いたいと思います。

以前と会計が変わって県になったことで様子が変わってきたのかなというふうに思うのですけれども、それとともに被保険者の人数、世帯も減ってきているということになるわけですが、これは事業が変更になったことと関連は何かあるのでしょうか。それとも全く関係なく全体の動きとして29年度から30年度減ってきている、ここ数年が27年度から資料が出ておりますけれども、減ってきている傾向というのはどのような全体的な動きなのかを伺いたいと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）まず、被保険者の減少というのは、平成28年に被用者保険の適用拡大というのがございました。パート職員の社会保険の適用という部分が進められたということでは28年から29年にかけての減少要件というもの、それと全体的に言えることは少子高齢化によって被保険者の人数自体が減っているという部分、いわゆる現役世代の方というのは社会保険の適用というのがあります。一方で、退職される方というのが当然被用者保険、いわゆる社会保険から国保のほうに受け入れるという流れになりますが、1つには団塊の世代というものが多く抱えている現状、これが徐々にいわゆる後期高齢に移っていると

いう現象の中で、新しく入ってくる方がいわゆる団塊の世代の加入はここまでと言われるものになりますので、一般的に言われるのは2025年問題と2040年問題というのがあります。これが、平成25年にかけて後期高齢のほうにいわゆる被保険者が移っていくという部分。2040年は、その後期高齢者の人数が一番大きくなるという部分がありますので、現状としては一時期、国保の被保険者の減少の減りぐあいというのが減ったようなところもあったのですが、ここに来てまた加速しているということになりまして、通常は3万2,000人とか、そのぐらいた被保険者が現状だと2万7,000とか、2万8,000とかというふうな被保険者の数に減ってきているというのが実情でございます。

以上です。

（野本） そうすると、人口構造からすると今後は当面減っていく一方というふうに見られるということなんでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 基本的にはその団塊の世代の部分の動向という部分と、あとは鴻巣市自体の人口、必ずしも人口がふえれば国保がふえるということではないのですが、そういったことも考えられると。今の状況でいうと人口も減少しているという流れだと、当然国保の被保険者も現在の被保険者の数を下回るということが当然予想されると思われま。

以上です。

（野本） 繰入金に関してですけれども、一般会計からの繰入金の今年度の状況とこの推移というところをどう見ているのかを伺いたと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 一般会計の繰入金につきましては、いわゆる国保事業にかかわるもの、それと出産だとか、あと法定で決められている保険基盤安定というのがあります。事務費に相当するものについては、それぞれのシステム改修とか、その部分が反映されることにはなりますが、一方ではいわゆる法定と言われる中で保険基盤安定というものが、被保険者の所得の低下とかによりまして保険税が当然軽減された部分の補填というのをここでさせていただいております。

一方で保険税の軽減の判定所得、これも年々拡大をされていると。一般的には保険料というのは40歳以上の方については介護を含めて4万3,000円というのが均等割であるのですが、所得によってこれが7割軽減の方、5割軽減の方、2割軽減の方があります。この7割軽減については拡大というか、もうもともとが7割ということになるのですが、5割軽減、2割軽減については所得判定の拡大は、毎年ここ数年見直しをされているという中では、この軽減が拡大されるという部分について当然この保険基盤安定、繰入金は年々増加しているという状況です。あわせて、財政安定化支援というのはそれぞれの医療の状況によって変わってきますので、現在のところ比較的安定した繰入金となっているという状況です。

一方では、その他一般会計繰入金というのがあります。これは、法定とは違って市町村独自で繰り入れるというものになりますが、現在広域化にするに当たって埼玉県国民健康保険運営方針というのが示されており、この法定外繰り入れについては削減すべき繰入金として位置づけられておりますので、この辺については本市においても削減する方向で取り組んでいかなくてはならない課題というふうに捉えております。以上です。

(野本) 以前から法定外の部分をどう数字にあらわすかということはあったと思うのですけれども、例えば県の平均とか、そういうものを参考にとかということが言われていたのを記憶しておりますが、今の現状はその出し方というのは何か基礎となる根拠というのはあるのでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 委員ご指摘のとおり、かつては市の県平均の1人当たりの繰入金に基づいてという論議がございました。その後が医療給付の1カ月相当分を基金として保有するための繰り入れというようなときもございました。広域化するに当たって、この基金のあり方、基金と法定外のあり方というのが当然議論されておりますので、我々としてはある一定の基金を持って、県が毎年示す事業費納付金、標準保険税率を検討して、それに合うだけの財政運営をいかにやっていく

かという中で論議するという形になりました。ごらんのとおり平成29年度については4,000万円、30年については1億5,000万円という法定外になっております。実は平成28年では法定繰入金ゼロです。平成28年度ゼロということで決算しておりますので、逆を言うと赤字ではないというような論調のもとに鴻巣市は現在赤字解消計画の対象団体にはなっておりません。赤字補填目的の法定外繰り入れは原則はもう削減、もしくはやらないという方針がうたわれておりますので、現在鴻巣ではこの法定外については保健事業の充実だとか、基金の積み立てという名目で受け入れていることとなりますけれども、いずれはこの部分についても毎年示される事業費納付金、標準保険税率、これを参考に税率改正なりを検討して削減に取り組むという形になりますので、できれば1億5,000、仮にですけれども、毎年何千万円かずつ減らして、最終的にはこの部分を、その他の繰り越しの中でもいわゆる保健事業に使う部分については認められているわけなので、ゼロということではなくて減少させていただくというような方針で今取り組んでおります。そのためには収納率の確保だとか、補助金の確保とかいう形の中でできるだけ繰越金なりを確保するような努力を現在しているところです。

以上です。

(野本) 1億5,000万円という数字を減らしていくというのは結構厳しいのかなというふうにも感じるわけです。年々加入世帯数が減っていく中で、では税収を上げる以外に方法はどうか考えられるのだろうかというのがちょっと素朴な疑問になってしまうわけで、かといってなかなか簡単に税額を上げるということも難しいだろうなというふうに思うわけです。そののところをいかに乗り切っていくかというところが担当部署としてはどういうふうに乗り切れると、どういう方法が具体的に考えられるのかというところは伺いたいと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) ご指摘のとおり被保険者が予想を上回るペースで減少しているというのが私の率直な感想になります。そんな中で国保事業費納付金というのは、恐らく医療費の増加だとか、現在国保事業費納付金も国とか県の激変緩和策が入って、現在この二十何

億、29億とか、その辺の納付金にとまっています。この激変緩和は、令和5年までです。当初だと平成30年から平成35年までの特別措置をとりあえず講じるということになっています。平成30年度と令和元年度では、その激変緩和が4,000万円なり5,000万円なり少なくなっている状況ですから、これに対応すべく何らかの方針をとらなくてはならないと。そういった中ではやはり収納の確保という部分と、現在延滞金もありがたくも1億ぐらいの収納があるので、賄えているという部分、それと歳入のほうでござんただけだと思っておりますが、保険者努力支援というのを新しく30年度から、29年、28年も実は前倒しというような形で一部実施はしているのですが、この評価も鴻巣市はかなり高いという部分があります。

また、県の繰入金2号というのもさまざまな取り組みの中で1億円以上の補助をいただいていますので、こういった部分で補填できる部分、またこれは保険税というのは毎年標準保険税率というのが示されるので、現在鴻巣市はその標準保険税率を採用しておりませんから、構造的な問題も鴻巣の税率自体ありまして、所得割と均等割の2方式を採用するに当たっては50対50の割合で課税すると安定財源になると一般的には言われているのですけれども、鴻巣の場合はそれぞれ医療分、支援分、介護分で、応能益割というのは相当違います。支援金と介護分については標準保険税率に近い税率を現在採用しているので、おおむね50とか45対55とか、その辺なのですが、医療分については所得割が75だとか、73とか偏った課税になっています。一方、均等割のほうは25とか27%になりますので、これをいかに50、50に近づけるか。これによって実は、軽減の保険者支援分というのは当然変わってくる場所がありますので、この辺で調整がつくかどうかというのも一つ議論に今後上げていかなくてはならない課題というふうに捉えております。

以上です。

（野本） それでは、歳出のほうで伺わせていただきます。

やはり今の医療費のほうは県のほうで受け持つといいますか、という部分で以前とは違うやり方になっていると思うのですが、この表3に出て

いる高額医療費については、この表のところがちょっと私よくまだ把握できていなかったもので、表3ですか、これ1カ月当たりの医療費、ここをちょっともう一回説明をいただいて、この30年度の高額医療費との関係をちょっと教えていただければと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長)表3の高額医療費につきましては、一応参考という形で1カ月当たりお一人の最高の医療のかかったものということでお示しをさせていただきました。30年度のこの①というのは丸めた数字には実はなるのですけれども、お一人の方が入院等で医療機関でかかる、いわゆる10割相当分、これが1,260万円ぐらいかかると。実質自己負担というのは7割相当、一般の方でいいますと7割相当が医療給付という分になります。残り3割を自己負担していただくのですが、実質的には高額医療費の限度額というのがあります。いわゆる自己負担限度額というのがあります。これは、所得階層によってそれぞれ限度額が変わってくるのですけれども、例えば1,000万円の医療費がかかって700万円は我々保険者が持つよと、残りの300万円を自己負担。ただし、300万円のうち区分によりますけれども、ざっくりでいうと例えば18万円とか10万円というのは自己負担だと。290万円が高額医療費として支給されるという仕組みになります。

基本的には左側の2番の保険給付費というところで療養諸費と言われるもの、一般被保険者療養給付費、これがいわゆる7割相当分に当たるものと思っていただいて結構です。下段の高額医療費と言われるものが先ほど言った300万円のうち自己負担を除いた例えば290万円というのが高額療養費というような形で、各医療機関のほうから請求なりが来るといような仕組みになっております。

以上です。

(野本) そうすると、29年度と比べるとその部分は少し抑えられたということになるわけですか、この30年度の支払い額については。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) ごらんいただくと、高額療養費というのが平成30年度は9億8,300万円程度、平成29年度が9億9,900万円ということになりますので、全体的にはここの高額医療費というのは増

加しているという部分です。

(増加をしているのだから声あり)

(市民生活部副部長兼国保年金課長) はい。1人当たりという部分では先ほどの表の3には29年度が840万、30年度が1,260万ということになりますので、いわゆる重病者というのですか、それは30年のほうが比較的多かったということになります。また、この医療費については基本的には疾病の状況、頭とか心臓とかの疾患の場合は比較的医療費が高額になる傾向がありますので、そういった方が多いというようなのがこういった形であらわれているというふうに感じております。以上です。

(野本) 30年度のほうがふえてしまったという結果ですか。

(何事か声あり)

(野本) では、この国保特別会計事業というのは健康の維持ですか、増進という部分が当然含まれているわけですがけれども、その成果をどのように出すかという部分で、29年度から30年度への推移から今後出てくる課題というのはどんなところと見られていくのでしょうか。特に重点を置いたほうが良いと思われるところ。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 先ほどの、済みませんでした。高額医療費全体としては29年より30年のほうが少ないということなのですが、一方ではその表の1にありますとおり1人当たりの医療費というのは若干ですが、29年に比べると上がっていると。一方で、29年と28年の差を見ると1万2,000円程度その時点で上がっているという状況があります。これは、薬価改定だとか、その辺の影響が大きいというふうに一般的には言われています。肺がんの治療薬だとか、C型肝炎薬だとか、そういったものの薬価改定の影響が大きかったので、今回1,623円程度の上昇にとどまったというところもあります。一方では、特定健康診査という部分、こちら各保険者のほうで精力的に取り扱っているという部分です。最終目標が現在のところ60%という中で、被保険者の方のいわゆる健康状態を知っていただくためにはぜひ受診していただきたいという部分、それと現在国保連合会と共同で行っております糖尿病性腎症重

症化予防、いわゆる透析に移らないような形です。透析に移るとどうしても年間600万、700万という医療費がかかりますので、それに行く前の気づきの段階から参加していただきたいということになります。なかなかご自分のほうで症状が出てこない、数値が悪くてもそのまま熱が出るとか、吐き気がするというものではないので、そういった中で健診を受けないと、そういう数字もあらわれてきませんので、ぜひ第1段階的には健診を受けていただいて、その数値によって特定保健指導やそういった重症化予防への参加を現在促しているというところになります。以上です。

（菅野）国保については団塊の世代が繰り上がってくることで人数は変わるのでしょうかけれども、県内のいわゆる1人当たりの調定と世帯当たりの調定と、県の運営になったということで金額的には何らかの大きいに反映しているのか、それから鴻巣は調定額、収入額が県で40市中1位というのはすごいことだと思うのですが、この要因というのはどういふところにあるのですか、納付率がいいということでしょうか。それをお聞きしたい、上の表の2番目、現年度分収入の……からすると。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）収納率の向上というところではよろしいかと思うのですが、基本的には収税対策課のほうで収納のほうは取り扱っていただいているのですが、徴収の方法的には現年度、いわゆることしの分はことし納めてくださいよというのは大原則になります。過年度分については分割納付、そういった中で納めていくという部分です。従前の徴収というのは恐らく全体を分割納付だとか、そういった取り組みもあったかと思うのですが、まずはことしの分を納めてくださいという部分が浸透しているという部分。あとは、当然差し押さえだとか納税相談、そういった中で納付のご理解をいただくとか、納付額上がっているという結果がこういった形に出ているというふうに捉えております。

以上です。

（菅野）要は年金や収入が減っている中で税を払い込むというのは、やはり住民に大変増税感というか、生活苦にもつながる面もあると思うの

ですけれども、不納欠損がこの表3で見るとどんどん減ってきているのです。375人になっています、27年度532人であったのが。ということは、払える状況に県になるとなったということでしょうか。県になったことで保険税が本来市でやるよりも減って、払いやすくなったということにもなるのですか、これは。なぜ不納欠損の人数が何十人規模で減った要因です。3,796万からの不納欠損額があるということですからけれども、前は8,900万あったということですよ。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 表3の不納欠損につきましては、収税対策のほうで不納欠損にした件数、金額を経年で表記させていただいているところです。まず、平成29年度に比べて平成30年度が減っているという要因は、まず不納欠損につきまして新たに財産調査をして、即時欠損にしたという経緯が平成29年はございます。その結果、翌年度に繰り越すべき滞納繰り越しの調定というのは当然減りますし、その時点で欠損している部分がありますから、30年度は減少しているという分。現年度の徴収率がいいということは翌年に繰り越す滞納がないということになりますので、そういった中では滞納繰り越し分の調定というのはかつて11億とか12億あった時代から現在は5億だとか4億だとかという数字になっていますので、その中から不納欠損というのは本当に財産がないとか、調べた結果、ないという部分で欠損をしていると。もとのパイが変わってきているという状況もこの中には含まれているということになります。

以上でございます。

(菅野) 第5表の特別交付金が保険者努力支援分として30年確定が6,200万円、31年見込みが5,800万円と県内1位ということですからけれども、これは要するに市の職員の努力ということだと思っておりますが、他市と違う具体的な取り組みなどを特別にされたことがあるのかお聞きしたいと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 第5表に示してあります保険者努力支援制度、これはそれぞれ県と国の分がございまして、直接交付があるというのは国の制度になります。そこにお示ししてある平成30年度確

定につきましては6,297万9,000円ということで県内でも1位の評価をいただいていると。この評価項目につきましては多岐にわたりますので、どれがという部分ではないのですが、一例を挙げると例えば特定健診の受診率だとか収納率の向上、それと適用適正化、そういったものがそれぞれ評点としてあらわされ、全国規模で評価をした結果、県内では1位の評価ということになっています。それぞれいろいろな項目があるので、レセプト点検だとか、そういった部分も当然加味してきますし、第三者行為の取り組み状況だとか、そういったものを事細かくとり行った結果がこういった形で評価されているというふうに考えております。

以上です。

（菅野）それで、この表4ですけれども、平成31年度はいわゆる医療支援介護で96万円、30年度最高が93万、3万円上がる。それで29年度89万ですから、4万上がる。毎年法定で3万、4万ずつ上がって行って、来年は100万になるのか、これが懸念されるわけですがけれども、これは払い切れる税という点から行って、鴻巣ではこのことによりいわゆる滞納者がふえるという、そういうことにはならないのか懸念をお聞きします。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）表にあらわしている保険税率は現行の保険税率になります。ご指摘の96万というのは国で定めている法定限度額。鴻巣市が現在31年のところを見ていただくと93万円ということになります。1ランク下ということになります。これは、本来であれば鴻巣市は96万の課税をすべき賦課限度額ということになりますが、現在ワンランク下、これも当然実は保険者努力支援の評価基準のほうになっております。96万円を採用した場合は評価20ポイント、1ランク下の93万円の場合は5ポイントという形になります。これ税制改正に合わせて専決処分をした場合は96万円にすることはできるのですが、鴻巣市の場合は専決処分については保険税の軽減判定所得の専決処分しかしておりません。多くの町村については専決処分という形で両方を採用することになります。県内の96万円を採用するのは現在市では3市、いわゆる専決処分をしているという状況です。これは法定限度額、かなりの高所得者の方に対しての課税になりますので、これによって収納率

が下がるということではなくて、納付できる所得、納付能力のある方への課税の限度額の変更という形になるので、鴻巣市でもこの法定限度額に近づけるべく改正が必要というふうには考えております。

以上です。

（菅野） その一番高い額を払う人の総収入が幾らで、どれぐらいの鴻巣の場合は対象者がいるのかって出ますか。それは出ないか。

（市民生活部 副部長兼国保年金課長） 済みません。ちょっと改正のときの93万円にしたときの資料で言いますと、おおよそになりますけれども、給与所得と年金所得ではちょっと変わってくるのですが、およそ1,000万円のクラスということになります。所得換算で言うと、約800万円とか、それぞれの区分でちょっと若干違いますので、概略で申しわけないのですが、1,000万円の収入金額、給与収入とかになってきますと、この限度額という形になります。

（菅野） 何人ぐらいいるのかってわかりますか。何人ぐらいというのはわからない。

（市民生活部 副部長兼国保年金課長） 改正時の資料ですと、おおよそで申しわけないのですが……

（菅野） 人数が11万人だから、そのうちのこれみんな収入ある人ではない、入っている人だから。世帯が4万、5万ぐらいだから。

（市民生活部 副部長兼国保年金課長） 限度額に該当される方、医療分で申し上げますと約180ぐらいだと思いましたが。ただ、これ途中で国保以外に入る方とかあるので、実際には例えば93とかにあっても途中で変えてしまうと、その限度額が93ではなくなってしまう方もいらっしゃいますから、一概にこの数字が、シミュレーション上だけの話になりますので、ちょっと御理解いただければと思うのですが。

（菅野） 集団健診の自己負担分が国保人数のうち6割近くの方が一部負担金をしているということは、健康診断が肺がん、胃がん、乳がんに限っては進んでいるということでしょうか。でも、1,903人って肺がんはどうでしょうか。この3つのがんについてはほかにも健診する部分もあると思うのですけれども、いわゆる健診が進んでいるという考えでいいの

でしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）受診率で言いますと、そこに国保の割合という部分だけしかちょっとありませんので、全体の中だと横ばいという形になりますが、これはがん検診自体が大変申しわけございません。国保主導でやっているのではなくて、健康づくり課のほうでちょっとやっておりますので。ただ、全体的に言えるのは肺がんとか、このがん検診につきましては、通常というか、ある種の報道機関で芸能人の方の肺がんとか、そういった報道がされると一挙にふえるという傾向があります。参考に言うと29年度はそういうようなのもあって人数が多かったのかなというところもあるかと思えます。

（菅野）では、次2ページ目に行きますけれども、1人当たりの医療費が1,000万円を超えたと、表3でいうと高額医療費です。この1,000万円超えのその要因で、今まで何の疾病だって下を書いてあったのですけれども、今度は書いていませんね。今までは何の疾病だって書いてあったのですよね、5位の全部。でも、似たようなものだと思うのですけれども、要するに重症になって行っているのだと思うのですけれども、早期発見、早期治療も含めて、こんなにお金を出さなければいけないというあたりに、患者と行政とどういう医療体制の中で話というか、されるのでしょうか。こんなにひどくなるまで放置しなくてはいけないのかとか、そうではなくて突然の病気でこうならざるを得ないのかあれですけれども、こんなにお金出さないでいい方法。いや、だって1,000万円って本人も苦しいし、すごいよね。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）ご指摘のこの高額についてはあくまでも参考という形で出させていただいたので、これをもとにどういうふうに取り組むかというのは非常に難しい部分があります。ましてや心臓だとか、頭の部分についてはふだんから自覚症状があるものでありませんので、ふだんのやっぱり健康管理、健診を受けて血圧が高いとか、尿酸だとか、その辺が高いという中で、自覚の中でやっていただければと思います。また、各種、スポーツ課ではウォーキングだとか、そういったものもやっておりますので、そういった機会を利用して健康増進に努

めていただければというふうには考えておりますが、国保から特段この高額医療費があるから、この方についてという部分では現在のところちょっと考えていないというか、違う方法での取り組みというのを健診だとか、その分で行き組んでいるというのが実情でございます。

（菅野）今回いろんな運動するのにサークルでやるというのがやっぱり長続きするのです。どちらかというと近所の人でサークルで。それがいわゆる公共施設の引き上げになったことで、私たちは後退することすれ、前進はしないのではないかとつくづく思うのです。本当に100円、200円で高齢者というのは週1回行ったり、月何回行くという場合は考えて行動するものですから、今回の公共施設の引き上げが100円、200円のこととはいえ、少しはこれに響くのではないかと思うことはないのですか。どうですか、私は懸念するのですけれども。

（市民生活部長）確かにおっしゃるとおりで高齢者の方が使いづらいということ以外に、まず国保のほうの高額医療費というのはあくまでも例で、例えば入院して手術をして、長くなるとこのぐらいかかるよというところなのです。まずは、国保のほうとしては特定健診をもっと受けてください、日ごろから健康に気をつけてくださいねという啓発をすることがまず我々の大前提となって、それと連携してスポーツ課ですとか、健康づくり課がいろんな健康づくりのため、確かに健康であれば医療費もかかりませんので、国保からの支出というのが少なくなるわけですから、そちらを目標にやらせていただくというのが国保の考え方でございます。

以上です。

（菅野）どちらにしても集団でやると勇気も出て、前進することですので、その取り組みを求めます。

それから、表6で糖尿病患者の出ていますが、これ候補者が多いのに該当者、参加者が少なくて、終了がこれでは何か5%ぐらいでしかないわけです、1割もいかないのですから。これは何とかならないでしょうか。私も糖尿病ですけれども、医者に行って何か治療している人でもこの中に入っていると思うのです。ですから、お医者さんとの連携で事業が進

めるようにはならないでしょうか。お医者さんから言っていただくと。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）糖尿病性腎症重症化予防というのは、医師の推薦を受けて参加するかどうかという部分でやっております。1つには医療に専念する方というのは候補者名には含まれるけれども、該当者にはならないという中になります。医療に専念したほうが、当然医師との判断によりますので、検査数値に基づいてこの医療機関でどうですかという部分で、このプログラムに参加したほうがいいよという同意を得た人数が、そういう方に対して通知を出して参加してくださいよと。どちらを、基本的には医療ではなくてこのプログラムに基づいて食生活だとか、運動だとか、そういった部分というのに取り組む方、こちらでも電話勧奨だとかいう形をとっているのですが、なかなか先ほど言ったとおり数値は高いけれども、自覚症状がないという部分が非常に大きいというのがありまして、その辺も踏まえて受診勧奨の際にできるだけ参加を促しているという状況になります。

（菅野）これは最後ですけれども、いわゆる2方式と4方式、いろいろあるので、計算で違うのかもしれませんが、鴻巣の場合はいつも課長に言うのですけれども、例えば夫婦45歳、高校生と中学生のいる4人世帯で所得300万円で国保税が43万7,600円、所得に占める割合が14.6%という表が出ているわけです。北本と比べてもわからないと言われますけれども、この15%近くの国保税を年間に43万払うのは大変きついと思います。教育費にお金がかかるときに、いわゆる高い国保税を低くしてほしいという、当然の願いは県になったからといって突然変わるわけでもないわけですから、市としてどう取り組めるのか、国保税を引き下げる、払える額にするという、その点をお聞きします。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）平成30年度の広域化に当たって、税率改正のほうをさせていただきました。先ほどご指摘のあるとおりで、4方式と2方式、課税方式が違うことによって単純に他の市町村と比較することは難しいという状況です。ただし、県の運営方針の中では今後2方式を標準とするというのがうたわれておりまして、昨年、そしてことし、それぞれの市町村が改正しています。県内では、現在2方式を採

用するのが39市町村、4方式を採用するのが24市町村。ここ数年でがらりと変わった、逆転している状況になります。

そういった中では鴻巣市の2方式の4万3,000円、40歳以上の方になるのですが、40歳から64歳未満の介護を含んだものについては、均等割4万3,000円。これは2方式の県平均を現在下回っているという状況です。所得割については、現在11%というのが鴻巣はあるのですけれども、これが2方式を採用する県の平均ちょうどになります。先ほどちょっと触れさせていただいた応能益の割合ということでは鴻巣は、これかなり所得割合に頼っている部分があるので、この辺の改修というのは当然必要になってくるかなという部分。ただし、今回改正させていただいたことによつて第3子の減免も行っておりますので、期間限定とはいえ、こういった取り組みの中で鴻巣市の部分についてはある一定の低所得者に配慮した税率になっているというふうに認識しております。

以上です。

(菅野) 終わります。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時23分)



(開議 午後2時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、国保年金課長より発言を求められておりますので、許可します。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 先ほど菅野委員さんのほうから賦課限度額の超過世帯ということでお話がありまして、180世帯程度ということでお話をさせていただいたのですが、令和元年度の試算での状況をご説明させていただければと思っています。まず、現在賦課限度額93万円、医療分について58万円の賦課限度額の超過世帯は185世帯、支援分19万円の賦課限度額世帯は230世帯、介護分16万円の賦課限度額世帯は72世帯ということになります。大変申しわけございません。それぞれの区分の超過世帯ということでお話させていただきますので、全体の93万円の賦課限度額を超えているかという部分については、こちらのほう、

シミュレーション上では出ておりませんので、ご理解のほうをいただきたいと思えます。

以上でございます。

（委員長）以上ご了承を願います。

（大塚）時間を見ながら手短かに1つ、2つ程度お伺いしたいと思えます。歳出のほうの表でいきますと、表5のところその他の給付、助成関係という表があると思えます。真ん中ら辺です。この中で人間ドックと脳ドックの給付状況、助成関係の数字を比べると、当然ふえているということで理解をしておりますが、先ほど冒頭他の委員から対象世帯については対象の全体のキャパについては減りつつある中で、これがふえているということは当然関心もあって、興味もあって、効果のある事業が事業として認知されているという理解でよろしいでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）委員ご指摘のとおり人間ドック、脳ドックについては、昨年と比べると若干の伸びという形にはなっているのですけれども、1つには離職された方というのが比較的人間ドックから継続して国保に入っても人間ドックを受けているという状況がうかがえるという部分。鴻巣市の場合は人間ドックと特定健康診査、両方受診可能、もしくは助成可能ということになっています。他市町村の状況を見ますと、特定健康診査を受けた方については人間ドックの助成にならないとか、そういった規制があります。どちらか選択制という部分になります。それはなぜかというところ、人間ドックの検診結果については、特定健診のみなし健診とすることができ、いわゆる法定報告上に算入できるという項目がありますので、それをもってどちらか選択制という部分がありますが、鴻巣市の場合は例えば9月から10月にかけて実施される特定健診も受けて、冬場に向かって人間ドックを受けると。だから、年2回受けるという方も相当数いらっしゃるという部分が多いです。いずれにしましても被保険者が減少している中では、それぞれ関心があるところがありますので、この事業については効果のある事業というふうにとらえております。

以上でございます。

(大塚) わかりました。

もう一つの質問であります。表でいくと1の1人当たりの医療費額もそうですし、その下の3においても高額料はできれば金額が少ないほうが結果としてはよろしい、これ当たり前の話。さらに、表4のがん検診についてもその下の表6です。ここには糖尿病と書いてありますけれども、いわゆる重篤患者についてもなるべく少ないほうがいいというふうに私も感じます。

例えばこういうデータをとる中で、これは年齢区分というのは特段制限はしていないということでしょうか。例えば高額医療費のデータの中に1,260万、そのうち最終的には自己負担額は10万円弱程度とかという冒頭説明がありました。例えばこの中、それ以外にも含めてですが、小学生、中学生であっても今の若年化、いわゆる重病な患者さんに陥る可能性が年々年齢が低下しているので、そこら辺についてももし国保の会計の中でわかるのであれば、年齢に関する状況についてはどうなっているかお伺いしたいと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) まず、特定健康診査につきましては、保険者に義務づけられた40歳から74歳までの特定健診ということで年齢区分のほうがございます。人間ドック、脳ドックにつきましては35歳以上という形。それぞれ年齢だとか、性別は関係ありませんけれども、がん検診につきましては、これは保健センターで行っている事業になりますので、それぞれの年齢区分がちょっとありますので、これについてはちょっとわからないという部分があります。

ご指摘の年齢、若年層のほうからという部分では、特定健診は40歳なのですが、人間ドック等については35歳からという枠でそれを下回っているという部分がございます。要望によっては30歳からというご要望もあるかもしれないのですが、基本的には今取り組んでいる状況だとある一定の年齢区分、全年齢ということではなくて、年齢を区切った中で助成をさせていただいて気づきだとか、健康増進につなげられればというふうに考えております。

以上でございます。

(大塚) 少子化も当然進む中で、子どもはその地域によっては大事な宝という位置づけに多くの方が言われております。子どもたちも日々健康に過ごしているはずではありますが、ややもすると健康に見えるゆえに見落としてしまうことも多分あるのかなど。学校等でも教育関係機関でも健康診断等はやっているはずなのですが、それでもやっぱり生活スタイルが日々変化していく中で、そこら辺ちょっと気になるところでもあるのです、私は。これからのことでありますが、子どもたちを取り巻く健康管理という視点で今後何かあればこの国保の中でやるよりも、本来は健康づくりの中でやるべきだと思っておりますが、そこら辺はリンクして子どもたちの環境整備ということで取りかかることがあるのであれば、ぜひ期待をしたいと思っております。これは、質問ではありません。以上です。

(金子) 手短にやらせていただきます。最初に、今回から県にかわったということで、シンプルに県にかわってよかった点と悪かった点というのを運用する側、市の担当側から見てどのようなことがあるかを教えてください。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 今回平成30年度からの国保広域化では、県が財政運営の主体となるという中で示されたのが、まず県に納付金を納めることによって保険給付費、いわゆる医療相当分が全額補填されるという仕組みに変わったという部分、逆を返せば医療費がどんなに上がろうと県のほうから普通交付金という形で来るとい部分ではメリットがあるのかなど。表3に示しているとおりの高額医療費というのが30年度1,000万円を超える件数もふえているという中では、これに対応する収入を確保するというよりは向こうから交付がいただけるという部分では予算編成、もしくは財政運営上メリットがあるというのが1つあります。

デメリットとしては、国保事業費納付金、これ示された納付金を必ず納めなくてはならないということになります。市町村によって低く税率を設定しているところについては、当然補填されるものというのが必要でありますし、何らかの措置をしなくてはならない。それこそ法定外を入

れなくてはならないと、もしくは基金を活用するというような状況が生まれてくるというのがあるのですが、それに合わせて標準保険税率というのでも毎年示されますので、これを機会に各市町村据え置いた保険税率を見直しをして、新たに税率改正について本来あるべき税率設定という部分で検討する機会が与えられたという部分ではメリットがあるという部分もあるかと思えます。

いずれにしろ今後我々としては医療費も当然気にはしなくてはならないのですが、医療費削減という部分も目的に挙げていますけれども、今後は納付される、示される標準保険税率を参考に適正な保険税率、もしくは保険者努力支援、そして補助金の獲得、そういったものに取り組んでいくという姿勢が必要かなというふうには考えております。

以上です。

(金子)最後に、関連して1つだけ。今の歳出の総務管理費の金額が30年度支払済み額が1億4,600万、29年度が1億6,100万ちょっとというところで、これ県にかわったからというのが関連して抑えられている、1,500万円ぐらい人件費もかからなくなっているのか、何かしらのシステム、手続きが楽になったのかとかというのも関連性はあるのでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長)総務管理費につきましては、一番のあれは人件費になります。これは、配置される職員によって変わってくるという状況にありますので、業務量自体が減るとかいう部分というふうには捉えておりません。それなりの若手職員なり管理職がふえた場合については増減が当然出てしまうという部分があります。一方、庶務事業において約400万円程度減少しているという部分については、29年度にシステム改修だとか、そういった部分が当然ありましたので、30年度の広域化に向けてそういった部分に29年取り組みましたので、30年度はその部分が減ったというふうに捉えております。

以上でございます。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 例えば国保税につきましては、多くの市民から経済的な理由で例えば病院に行けず手おくれで亡くなる事例が私たちの周りでは起きたり、それから毎年これが相当数発生して、多くは健康保険証が発行されていないという、そういう本当に生活難の人たちが人生の一番治療の必要なときにできないという状況も起きているのではないか。それから、病気は治ったけれども、介護が必要になって退院時の介護体制の支援ができなければ、なかなか帰ってきてからも自立した生活ができないということや、また病院の機能分化に伴う費用負担が紹介状を持たずに500床以上の病院を受診すると、初診では保険診療分とは別に初診時選定療養費5,400円が請求されるという、高額療養費や限度額の認定というのがあるということで、大変国保税の中でも税に沿った健康な暮らしができないということがあるわけです。

それで、どちらにしても先ほど言いましたけれども、4人家族で14.6%の税というのは高いわけです。全国知事会の会長がもう去年あたりから言っているわけです。国費を1兆円国民健康保険税に入れろと「議会旬報」、私たち毎月配られるのに載っているわけですがけれども、全国知事会の代表が国保税に国が1兆円の財源を入れて払える額にしろと。これは、私たちの議会の代表の中でそういう論議がされているという新聞の中に載っていることですので、いずれにしても高くて払い切れない税であるという点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第95号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第100号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 後期高齢者医療制度の滞納者の実数と短期交付数がどれぐらいあるのかお聞きをしたいと思います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 滞納者数ということなのですが、こちらのほうで捉えておりますのは滞納件数という形になってしまいます。平成30年度の滞繰分につきましては、669件という形になっています。短期被保険者証なのですが、平成30年度に発行したものにつきましては4人、令和元年度8月からの有効期限のものにつきましては6人につきまして短期被保険者証を送付しています。

以上でございます。

(菅野) 健康診査の受診率というのはわかりますか。2018年度、19年度、どちらでもいいですけれども、受診率。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 後期高齢者の健康診査につきましては、後期高齢者特別会計のほうでは実施しておりませんので、一般会計のほうで申し上げますと……実数値で申し上げます。大変申しわけありません。平成30年度につきましては、対象者1万4,807人、受診者につきましては6,201人、受診率につきましては41.9%。ただし、今後後期高齢者医療のほうで法定報告というものを作成します。これは、平成30年4月1日から丸々1年度後期高齢にいた方、いわゆる途中死亡とか転出、そういった方を除いた部分で法定報告というのを作成するのですが、そちらの受診率につきましては現在いただいている資料ですと43.4%というふうに伺っております。

以上です。

(菅野) 滞納になっている部分があると思うのですけれども、これは年金から差し引かれているのですよね、この後期高齢者は。低年金者は引く分がないから自前で払わせませけれども、もう保険やる前に政府のほう引いてしまっているのですよね、保険からね。特別徴収と特別徴収ではない人の割合というのは出ていませんね。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 基本的に国民年金とかお持ちの方につきましては、滞納というのは年金区分の中から引き落としになるので、滞納という区分ではございません。一部年金から引き落とせない方、年度の途中で加入される方等もいらっしゃるもので、そういった方は普通徴収という形になりますので、滞納区分でいうと特別徴収の滞納というのは原則はございません。今把握しているのは、普通徴収の方のみということになります。

以上です。

(菅野) 年金が1万5,000円とか1万の人というのは引きようないから、そういう部分は何割とかというのは出ないのですか。年金月々1万5,000円の方は引きようないですよね。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) まず、介護が優先的に年金から引き落としになります。その後後期だとか市県民税とかになると思うのです。お尋ねの1期の支給金額が1万幾ら以下の方については、年金特徴にならないという規定もございませ。申しわけございませ。こちらの部分については、こちらでちょっと把握はしておりませ。申しわけございませ。

(野本) まず、歳出のほうを先に伺いますが、後期高齢者医療広域連合納付金について、30年度の予算現額と歳出を比べてこの差額というのはいかなるようなところからあらわれてきているのかを伺います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 広域連合のほうで保険料の概算の予算だとか、これに見合った納付金の部分というのを算出することにはなるのですが、予算の段階において歳出の納付金の枠を設けていないと、徴収がよかった場合に収入はあるけれども、納付できないというような事例が生じてしまうという部分がありますので、一定の納付金、ここで

申し上げますと予算上10億7,100万という部分をとらせていただきました。結果的に調定の部分だとかこれに満たない部分もありましたので、歳出においては予算残という形で残ってしまうという事例になります。ほかの後期高齢者広域連合の負担金だとか保険基盤安定負担金については、それぞれ補正なりをさせていただいて対応させていただいているところなのですが、この納付金につきましては補正という部分ではなくて、ある一定の歳出の枠を設けるという意味ではこういった形をとらせていただいているということになります。

以上です。

（野本）ということは、不足にならないような予算を組むようにするという理解でよろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）はい、そうです。歳入があった場合に歳出の枠がないとなると納付ができないので、一定の歳出の枠を設けさせていただいている、ご指摘のとおりになります。

（野本）そうすると、歳入のほうで一般会計繰入金がありますが、これは納付金を考慮することはなく、一般会計の繰り入れを行うということなのでよろしいでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）一般会計からの繰入金は、こちらにあります保険基盤安定繰入金と事務費繰入金のうち、広域連合に納付する分ということになりますので、予算措置的には同じ金額を補正なりで対応させていただいているということになります。こちらの保険料納付金、歳出における保険料納付金というのは、実は10億7,183万5,000円というのが歳入における保険料の予算額10億7,183万4,000円になっていますけれども、これとほぼ同じ数字というのが予算措置上必要になるということになります。

以上です。

（大塚）総体的なことでは1点だけ。後期高齢者医療の事務については、今後対象者となるべき人たちがふえていくわけですから。そうした場合は、今現況でこの後期高齢者医療にかかわる職員数というのは実際に何人で対応されているのでしょうか。今現在。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）それ鴻巣市の後期高齢者に携わるということによろしいですか。基本的には現在3人になります。被保険者が創設当時に比べるとかなり1.5倍以上ふえている状況になりますので、当然事務量もふえているので、今までは国保年金課においてそれぞれ国保でいうと保険担当、給付担当、それに後期担当、あと年金担当という形で4区分に分かれていたのですが、令和元年度に今度国保は変わらないのですけれども、年金と後期を1つの担当ということにしましたので、年金後期担当というような形で共同で事務を取り行うような体制を整えております。

以上です。

（大塚）決算認定の審査会でありますから、直接ではないのですけれども、やはりどこの職域でも働き方改革も含め、労働環境整備を整えましょうという提言がされているので、今後これについては当然担当部として適正な対応をしていくのだらうなと思いますが、30年度はこれで終わりましたけれども、多分1年間の中では繁忙期というのが必ず訪れる。1年いっぱい繁忙期という話もなきにしもあらずですが、そこら辺は担当部としては当然職員の人数についても調整していくという趣旨でよろしいでしょうか。

（市民生活部長）確かに市民生活部、新しい部としまして、いろんな課がくつつきまして、特に市民課、国保年金課というのは窓口業務で非常に1週間忙しい、超勤も多いという中で、これは人事配置も含めまして、その超勤数等をやはり減らさなくてはいけないという働き方改革もございますので、これについては部長ヒアリング等の中で調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）済みません。後期高齢者医療の資料の訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。右側の表2になります。上段のほうの右から3つ目、不能欠損額というものの能の字が、大変申しわけございません、誤字になります。納めるという字に、不能の能を納めると、納付書の納に変えていただければと思います。

不納欠損額49万9,490円の上にあります不能欠損金額というのをこの能
ではなくて納めるという不納の……

(何事か声あり)

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 済みません。申しわけございませ
んです。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正について、許可することにご異議ございませ
んか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、訂正は許可されました。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

(金子) 1点だけお聞きします。

表2の実績収納率の県順位が29年度に比べて30年度が22位と一気にがく
っと落ちている要因は何かあるでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) こちらにつきましては、滞納繰り
越し分と全体での収納率に、済みません、現年度分のものになります。
40市では5位から8位になったという部分と、全体では12位から22位に
なってしまったという部分、各市町村の取り組みが強化されているとい
う部分と大変申しわけないのですが、鴻巣市として徴収率が若干下がっ
ていると。これは、還付未済とかその辺の関係もあるのですが、今後取
り組まなくてはいけない課題というふうには認識しております。令和元
年度、29年度より収納率を向上するために臨宅だとか財産調査とか、そ
ういった部分も含めて強化したいと考えております。

以上でございます。

(金子) この取り立てって言うてはいけないのか、回収をするときの手
順というか、やり方というのは国保のときは1位で大変すばらしい実績
で、この後期高齢者になるとまたちょっとやり方を変えていたりとかは
するのですか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 国民健康保険につきましては、他
の税目と一緒に収税対策課のほうで取り扱っていただいております、

それぞれ催告、差し押さえ、換価、そういったものが収税対策課のほうで行っています。一方、この保険料、後期保険料だとか介護保険料につきましては、原課での対応という形になっておりますので、先ほどお話ししました職員3人という部分ではちょっと手薄になっているというのが実情でございます。本来であれば収税対策室と同様に催告、督促もしくは臨宅、財産調査、差し押さえという部分で対応すべきですが、現在のところ催告に納付書を入れるだとか、短期証をもとに取り組んでいるという形になりますので、この部分については収税対策課のノウハウを取り入れるなりして強化したいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）後期高齢者医療制度は、8割が年金から天引きされる特別徴収がされているわけです。ですから、必然的に取り立てに行かなくても払えない人は本当に低年金の人しか残らないという事態になるわけです。18万未満で保険料と介護保険料の合計が2分の1を超えるときには普通徴収になるということなのです。滞納になるのは、月1万5,000円程度のいわゆる安い年金の方か、あと無年金の人ということだと思っております。政府は、今特別措置で軽減措置をしています。10月から最大9割軽減の特別措置を廃止して、7割に軽減措置をするなどということをして国民から見直せと、そういう声が出ている事態なわけですので、反対をします。高齢者だけを特別枠とするこうした制度に反対をします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第100号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、市民環境常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。市民環境常任委員会の視察研修について、日程は令和元年11月12日火曜日から14日木曜日の3日間、視察先、視察項目については、高松市「まちづくり会社による統一的なコンセプトに基づく丸亀商店街のテナントミックスについて」、観音寺市「既存店の余剰スペースに新規出店するShop in Shopによる賑わいづくりについて」、高梁市「西日本豪雨被害からの復興状況及び防災行政について」とし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(はいの声あり)

(委員長) ご異議がありますので、挙手に……異議ありだよね。

(菅野) 異議あったって変えられない。だから、前提のやり方について聞きたい……

(委員長) いいえ。聞いているのは、異議ですね。反対、異議ですね。

(菅野) はい。前提のあり方について……

(委員長) ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

市民環境常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願いま

す。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 3 時 3 0 分)